

白岡市地域防災計画

第3編 震災対策編

令和6年3月

白岡市防災会議

目 次

第3編 震災対策編	221
第1章 震災対策の総則	221
第1節 活断層及び地震履歴	221
第1 県周辺の活断層	221
第2 過去の地震被害	222
第2節 被害想定と基本方針	223
第1 想定地震	223
第2 被害想定条件及び主な被害予測項目	224
第3 想定結果	224
第4 震災対策の基本方針	225
第2章 震災予防計画	226
第1節 建築物・施設等の安全対策	226
第1 建築物の耐震化 【建築課】	226
第2 窓ガラス等の落下・脱落防止 【建築課】	227
第3 空家等の実態把握 【環境課】【建築課】	227
第4 ブロック塀の倒壊防止 【建築課】【教育指導課】【環境課】	227
第5 自動販売機の転倒防止 【商工観光課】	228
第6 エレベーターの閉じ込め防止 【建築課】	228
第2節 震災に強い防災都市づくり	229
第1 防災都市づくりの推進 【安心安全課】【街づくり課】【建築課】【道路課】	229
第2 都市計画マスタープランへの位置づけ 【街づくり課】	229
第3 市街地の整備等 【企画政策課】【街づくり課】	229
第4 建築物の不燃化 【街づくり課】【建築課】【消防署】	230
第5 オープンスペース等の確保 【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【農政課】	230
第6 交通施設の安全化 【道路課】【東日本旅客鉄道(株)】【東日本高速道路(株)】	231
第7 ライフライン施設の安全化 【上下水道課】【経営課】【事業者】	232
第8 地盤災害の予防 【建築課】【上下水道課】【経営課】【道路課】	233
第3節 地震火災等の予防	235
第1 住宅等からの出火防止 【消防署】	235
第2 初期消火体制の充実強化 【消防署】	235
第3 消防力の強化 【消防署】	236
第4 危険物取扱施設の安全化 【消防署】	236
第4節 地域防災力の向上	237
第1 自助 [市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)] 【安心安全課】	237
第2 共助 [自主防災組織の強化] 【自主防災組織等】【安心安全課】	237
第3 共助 [民間防火組織の育成] 【消防署】	239
第4 共助 [事業所等の防災体制の充実] 【安心安全課】【消防署】	239
第5 共助 [地区防災計画の策定] 【安心安全課】	241
第5節 防災教育	242
第1 市民に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】	242
第2 児童・生徒に対する防災教育 【教育指導課】	244
第3 自主防災組織に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】	245
第4 職員に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】	245
第5 防災上重要な施設に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】	245
第6 事業所に対する防災教育 【安心安全課】【消防署】	245
第6節 防災訓練	246
第1 総合防災訓練の実施 【防災関係機関】	246

第2	実践的な個別訓練の実施	【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】	246
第3	事業所、自主防災組織等の訓練	【安心安全課】【消防署】	247
第4	防災訓練の検証	【安心安全課】	247
第5	消防訓練	【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】	247
第7節	震災に関する調査研究		248
第1	地震被害想定調査	【安心安全課】	248
第2	震災対策に関する調査研究	【各課】	248
第3	防災研究成果の活用	【各課】	249
第8節	震災に備えた活動体制の強化		250
第1	活動体制の整備	【全職員共通】	250
第2	防災拠点の整備	【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】	251
第3	情報通信設備の整備	【安心安全課】【各課】	252
第4	ボランティア活動の環境整備	【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】	252
第5	救急救助	【消防署】	252
第6	医療救護	【安心安全課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】	252
第7	避難	【安心安全課】【各施設の所管課】	252
第8	飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備	【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【上下水道課】【経営課】	253
第9	帰宅困難者（帰宅抑制）対策	【安心安全課】【教育指導課】【生涯学習課】	259
第10	遺体の埋・火葬	【市民課】	261
第11	廃棄物処理対策	【環境課】【蓮田白岡衛生組合】	261
第12	防疫対策	【子育て支援課】【健康増進課】【環境課】	261
第13	応急住宅対策	【建築課】	261
第14	動物愛護	【環境課】	261
第15	文教対策	【教育総務課】【教育指導課】	261
第16	要配慮者の安全対策	【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】	261
第3章	震災応急対策計画		262
第1節	応急対策の活動体制		262
第1	活動体制及び配備基準	【全職員共通】	262
第2	配備体制と職員の配置	【全職員共通】	264
第3	災害対策本部の設置	【全職員共通】	265
第4	災害対策本部の運営	【全職員共通】	266
第2節	災害情報の収集伝達		267
第1	情報の連絡体制	【企画政策班】【防災関係機関】	267
第2	地震情報の収集・伝達	【企画政策班】【防災関係機関】	267
第3	被害情報等の収集体制	【企画政策班】【各班】	268
第3節	広報広聴活動		271
第1	市民への広報	【企画政策班】【各班】	271
第2	帰宅困難者・要配慮者への広報	【企画政策班】【福祉班】【地域振興班】【高齢介護班】【県】	271
第3	被災者に対する広聴活動の実施	【安心安全班】【企画政策班】【地域振興班】	272
第4節	自衛隊災害派遣要請		274
第1	災害派遣要請の判断と連絡	【安心安全班】	274
第2	災害派遣部隊の受入体制	【安心安全班】	274
第3	自衛隊の自主派遣		274
第4	災害派遣部隊の撤収要請	【安心安全班】	274
第5	経費負担	【財政班】	274
第5節	応援要請・要員確保		275
第1	応援要請	【安心安全班】【企画政策班】	275
第2	相互応援協力	【安心安全班】	275
第3	要員の確保	【安心安全班】	275

第6節	応援の受入	276
第1	地方公共団体等からの応援受入 【安心安全班】	276
第2	ボランティアの応援受入 【安心安全班】【地域振興班】	276
第3	市民、自主防災組織等の協力 【安心安全班】【地域振興班】	276
第7節	災害救助法の適用	278
第1	災害救助法の適用手続 【福祉班】	278
第2	災害救助法の適用 【福祉班】	278
第8節	消防活動	279
第1	消防活動の基本方針 【消防署】	279
第2	応援要請 【消防署】	280
第3	危険物の安全措置 【消防署】	281
第4	市民の活動 【市民】	281
第5	自主防災組織の活動 【自主防災組織】	281
第6	事業所の活動 【事業所】	282
第9節	救急救助・医療救護	283
第1	救急救助対策 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】	283
第2	医療救護活動 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】	284
第3	保健衛生 【子育て支援班】【保健衛生班】	286
第10節	水防対策	287
第1	水防活動 【農政班】【資材班】【土木班】【建築班】【上下水道班】【上下水道庶務班】【消防団】	287
第2	応急復旧活動 【農政班】【土木班】【上下水道班】【上下水道庶務班】	287
第11節	避難支援	288
第1	避難指示の発令 【安心安全班】【消防署】【久喜警察署】	288
第2	避難誘導 【安心安全班】【土木班】【消防団】	290
第3	避難所の開設 【避難所運営職員】	290
第4	避難所の運営 【避難所運営職員】	293
第12節	交通規制	294
第1	埼玉県警察による交通規制 【久喜警察署】	294
第2	道路管理者による交通規制 【各道路管理者】	294
第13節	緊急輸送	295
第1	緊急通行車両による輸送 【財政班】【土木班】	295
第2	ヘリコプターによる輸送 【安心安全班】	295
第14節	飲料水・食糧・生活必需品の供給	296
第1	飲料水の供給 【上下水道班】【上下水道庶務班】	296
第2	食糧の供給 【財政班】【農政班】【子育て支援班】【こども保育班】【援護班】	296
第3	生活必需品の供給 【財政班】【商工班】【子育て支援班】【こども保育班】	296
第4	救援物資の供給 【財政班】【農政班】	296
第15節	帰宅困難者対策	297
第1	帰宅困難者への情報提供 【企画政策班】【安心安全班】【社会教育班】	297
第2	一時滞在施設の確保 【安心安全班】【社会教育班】【久喜警察署】	298
第3	帰宅支援 【県】【事業者】	299
第4	代替輸送の提供 【安心安全班】	299
第16節	遺体の取扱	300
第1	遺体の搜索 【消防署】【久喜警察署】	300
第2	遺体の処理 【環境班】【久喜警察署】	300
第3	遺体の埋・火葬 【市民班】	300
第17節	環境衛生	301
第1	廃棄物処理 【環境班】	301
第2	防疫活動 【環境班】【子育て支援班】【保健衛生班】	301
第3	保健衛生対策 【子育て支援班】【保健衛生班】	301
第4	動物愛護 【環境班】	301

第 18 節	公共施設等の応急対策	302
第 1	施設管理者への応急対策の指導 【各施設の所管課】	302
第 2	市の公共施設が共通してとるべき措置 【各施設の所管課】【建築班】	302
第 3	社会福祉施設の応急対策 【福祉班】	303
第 4	ライフライン施設 【事業者】	303
第 5	道路・橋りょうの応急対策 【土木班】【道路事業者】	309
第 6	その他施設の応急対策 【事業者】	309
第 19 節	応急住宅対策	311
第 1	住宅及び宅地の被害 【建築班】	311
第 2	被災住宅の応急修理 【建築班】	312
第 3	住宅関係障害物除去 【建築班】	312
第 4	応急住宅の供給 【建築班】	312
第 5	災害復旧用資機材の調達等 【建築班】	312
第 20 節	文教対策	313
第 1	休業等応急措置 【教育総務班】【教育指導班】	313
第 2	応急教育の準備・実施 【教育総務班】【教育指導班】	314
第 3	教材・学用品等の調達及び配給 【教育総務班】【教育指導班】	314
第 4	給食等の措置 【教育総務班】【教育指導班】	314
第 5	学校の衛生管理 【保健衛生班】【教育総務班】【教育指導班】	314
第 6	学校施設の緊急使用 【教育総務班】【教育指導班】	314
第 7	文化財の応急措置 【社会教育班】	314
第 21 節	要配慮者への支援	315
第 1	社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】	315
第 2	避難行動要支援者等の避難支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】	315
第 3	避難生活における要配慮者支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】	315
第 4	乳幼児への対応 【子育て支援班】【こども保育班】	315
第 5	外国人の安全確保 【地域振興班】	315
第 4 章	震災復旧及び復興計画	316
第 1 節	迅速な災害復旧	316
第 1	プロジェクト体制による推進 【企画政策班】	316
第 2	災害復旧事業計画の作成 【企画政策班】	316
第 3	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 【財政班】	316
第 4	激甚災害の指定	316
第 5	災害復旧事業の実施	316
第 2 節	計画的な災害復興	317
第 1	復興計画の作成 【企画政策班】【資材班】【建築班】	317
第 2	震災復興事業の実施 【企画政策班】【資材班】【建築班】	317
第 3 節	生活再建等の支援	318
第 1	災害相談窓口の設置 【地域振興班】	318
第 2	被災者台帳の作成、罹災・被災証明書の発行 【税務班】【福祉班】	318
第 3	被災者の生活確保 【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】【援護班】 【子育て支援班】	318
第 4	住宅資金及び生活福祉資金の融資	318
第 5	被災者生活再建支援制度	318
第 6	埼玉県・市町村被災者安心支援制度	318
第 7	義援金・義援物資等の受入、保管 【福祉班】	318
第 8	被災中小企業等への融資	318
第 9	被災農林漁業関係者への融資等	318
第 10	郵便物の特別扱い 【事業者】	318
第 11	尋ね人の相談に関する計画 【地域振興班】【市民班】	319
第 12	被災者の精神的ケアに関する計画 【保健衛生班】	319

第5章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	320
第1節	趣旨	320
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	321
第1	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 【安心安全課】	321
第2	地震発生後の対応 【各班】	322
第6章	北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置	323
第1節	計画の趣旨	323
第2節	実施計画	324
第1	北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応 【安心安全課】	324
第2	地震発生後の対応 【各班】	325
第7章	火山噴火降灰対策計画	326
第1節	火山噴火降灰対策の概況	326
第1	被害想定	326
第2節	予防・事前対策	328
第1	火山噴火に関する知識の普及 【安心安全課】	328
第2	降灰による災害の予防・事前対策の検討 【安心安全課】	331
第3	水、食糧、生活必需品の備蓄 【農政課】【安心安全課】	331
第3節	応急対策	332
第1	応急活動体制の確立 【全職員共通】	332
第2	情報の収集・伝達 【企画政策班】【各班】	332
第3	避難所の開設・運営 【避難所運営職員】	333
第4	医療救護 【保健衛生班】【消防署】	333
第5	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 【財政班】【土木班】 【上下水道班】【ライフライン事業者】	333
第6	農業者への支援 【農政班】	333
第7	降灰の処理 【環境班】	334
第8	広域一時滞在 【安心安全班】	334
第9	物価の安定、物資の安定供給 【商工班】	334
第8章	最悪事態（シビアコンディション）への対応計画	335
第1節	シビアコンディションを設定する目的	335
第2節	シビアコンディションへの対応	335
第3節	シビアコンディションの共有と取組の実施	335

第3編 震災対策編

本編は、震災に対して強いまちづくりを目指し、「第1章 震災対策の総則」、「第2章 震災予防計画」、「第3章 震災応急対策計画」、「第4章 震災復旧及び復興計画」、「第5章 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応措置」、「第6章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置」、「第7章 火山噴火降灰対策計画」、「第8章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画」により構成する。

第1章 震災対策の総則

第1章 震災対策の総則においては、県周辺の活断層や地震履歴を把握するとともに、震災予防計画、震災応急対策計画等を策定するうえで前提となる事項として、市に係る地震被害想定や震災対策の基本方針、目標について整理する。

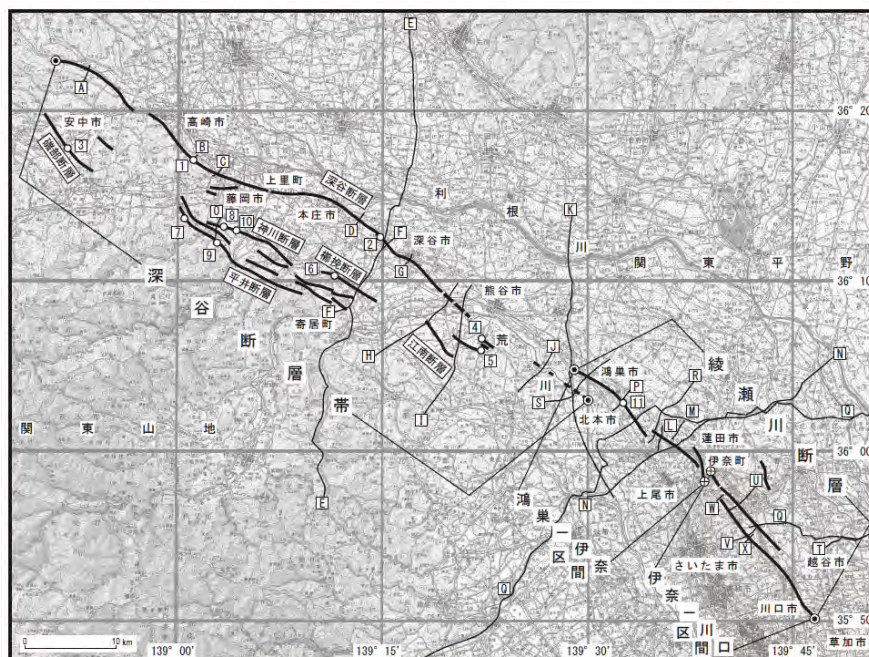
第1節 活断層及び地震履歴

第1 県周辺の活断層

県周辺の活断層は次のとおりである。

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的、経済的影響が大きいと考えられる主要な活断層について、震源の位置や形状等を調査し、その結果を長期評価として公表している。

なお、地震調査研究推進本部の最新の評価では、関東平野北西縁断層帯及び元荒川断層帯については、断層帯を構成する断層やそれらの位置・形状、周辺の地下構造、活動履歴に関して新たな知見が得られたことから、これらに基づき、断層帯の活動区間及びそれらの位置・形状や活動履歴について改訂を行っている。これに伴い、断層帯の名称を深谷断層帯・綾瀬川断層に改訂した。



出典：地震調査研究推進本部

【深谷断層帯・綾瀬川断層の位置】

【地震調査研究推進本部による活断層の長期評価の概要】

断層帯名	断層帯を構成する断層	マグニチュード	地震発生確率		
			30年以内	50年以内	100年以内
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4程度	0.5～2%以内	0.8～4%以内	2～7%以内
深谷断層帯	深谷断層、磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層	7.9程度	ほぼ0～0.1%	ほぼ0～0.2%	ほぼ0～0.5%
綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	綾瀬川断層	7.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	綾瀬川断層	7.0程度	不明	不明	不明

出典：地震調査研究推進本部

第2 過去の地震被害

【県に被害を及ぼした過去の地震】

西暦 (和暦)	地域 (名称)	マグニチュード	埼玉県の 主な被害	白岡市の 主な被害
1923年9月1日 (大正12)	(関東地震)	7.9	死者行方不明者343人 住家全壊4,759棟	死傷者8人、住家全壊24棟、住家半壊3棟 液状化現象記録あり。
1931年9月21日 (昭和6)	(西埼玉地震)	6.9	死者11人、負傷者114人、住家全壊63棟	死傷者1人、住家全壊7棟、住家半壊8棟
2004年10月23日 (平成16)	(平成16年(2004年)新潟県中越地震)	6.8	負傷者1人	特に被害は認められない。
2005年2月16日 (平成17)	茨城県南部	5.4	負傷者6人	特に被害は認められない。
2005年7月23日 (平成17)	千葉県北西部	6.0	負傷者9人	特に被害は認められない。
2005年8月16日 (平成17)	宮城県沖	7.2	負傷者4人、住家全壊1棟	特に被害は認められない。
2008年5月8日 (平成20)	茨城県沖	7.0	負傷者1人	特に被害は認められない。
2011年3月11日 (平成23)	(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震)	9.0	死者1人、負傷者104人、建物全壊24棟、建物半壊199棟	屋根瓦等被害536棟、ブロック塀の被害、電柱の傾斜等の被害。
2021年2月13日 (令和3)	福島県沖	7.3	負傷者1人、住家半壊2棟	特に被害は認められない。
2021年10月7日 (令和3)	千葉県北西部	5.9	負傷者13人	特に被害は認められない。
2022年3月16日 (令和4)	福島県沖	7.4	負傷者6人	特に被害は認められない。

出典：地震調査研究推進本部（令和6年1月4日現在）

第2節 被害想定と基本方針

第1 想定地震

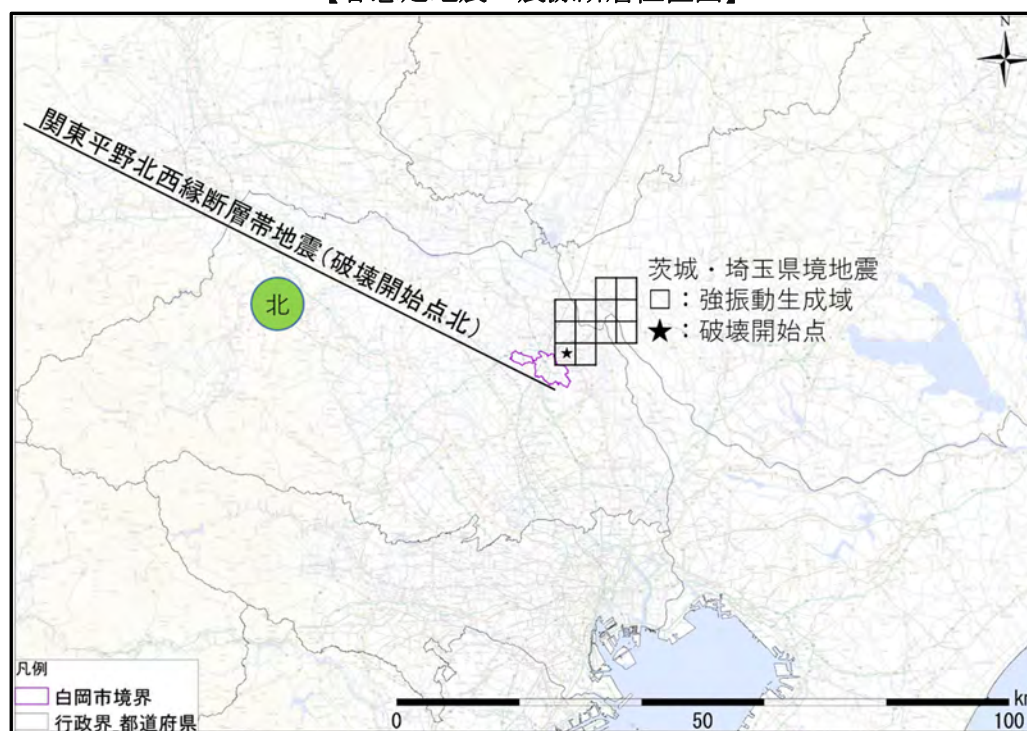
市域において被害が想定される地震、浸水害等の危険性の評価や、都市構造、ライフラインなどの社会基盤を整理することにより、災害の危険性及び防災上の問題点等を明確化し、今後の防災対策のための基礎資料として活用するため、令和4年度に防災アセスメント調査を実施した。

防災アセスメント調査では、埼玉県による地震被害想定調査や新たな知見等を踏まえ、市域に大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」（断層型地震）と「茨城・埼玉県境地震」（海溝型地震）を想定地震として、最新の社会状況・自然状況を反映した地震被害想定を行っている。

【想定震源の概要】

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	説明
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	活断層型	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 埼玉県地震被害想定（2014）の想定地震の一つで、市域の3/4の地域で震度6弱、市西側では震度6強が想定される。 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
茨城・埼玉県境地震	7.3	海溝型	内閣府首都直下地震モデル検討会（2013）の想定地震の一つで、フィリピン海プレートと北米プレート境界に想定する地震として、震源断層域を「茨城・埼玉県境」に設定 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%

【各想定地震の震源断層位置図】



第2 被害想定条件及び主な被害予測項目

地震による被害は、季節、時刻、風速による条件などの違いによって変わることから、異なる季節、時刻、風速を設定して想定が行われている。

白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）における予測条件と主な被害予測項目は次のとおりである。

【被害想定予測条件】

項目	条件	内容
季節・時刻 3 ケース	夏 12 時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬 5 時	大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
	冬 18 時	火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
風速 2 ケース※	平均	夏 12 時：1.85m/s、冬 5 時：1.49m/s、冬 18 時：2.30m/s
	強風	夏 12 時：3.15m/s、冬 5 時：3.38m/s、冬 18 時：4.47m/s

※風速の2 ケースは、市最寄りの気象観測点「久喜」における過去10年間の気象観測記録（2013～2022年）から、冬季（12月、1月、2月）と夏季（6月、7月、8月）より求めた。

【主な被害予測項目】

項目	予測内容
地震動	震度
液状化	液状化可能性
建物被害	全壊棟数、半壊棟数
火災被害	出火件数、焼失棟数
人的被害	死者数、負傷者数
ライフライン	上水道、下水道、電力、ガス、電話
交通被害	道路橋りょう被害、鉄道路線被害
避難者	避難者数（避難所、避難所外）
生活支障	備蓄数量（食糧、飲料水、生活必需品等）
災害廃棄物	可燃物、不燃物

第3 想定結果

市において想定地震が発生した場合、市域の最大震度は6強と予測され、それに伴う主な被害の程度は次のとおりである。

【想定地震における主な被害想定結果】

項目		関東平野北西縁 断層帯地震 (破壊開始点北)	茨城・埼玉県境 地震	
白岡市の最大震度		6強	6強	
建物被害	全壊棟数	地震動	53棟	164棟
		液状化	46棟	165棟
	半壊棟数	地震動	546棟	1,018棟
		液状化	83棟	298棟
人的被害	死者数	2人	7人	
	負傷者数		83人	160人
		うち重傷者数	7人	16人
ライフライン 被害(直後)	上水道	断水人口 24,720人 (断水率46.8%)	36,943人 (断水率70.0%)	
	下水道	支障人口 12,080人 (機能支障率34.1%)	12,232人 (機能支障率34.5%)	
	電力	停電軒数 2,226軒 (停電率9.8%)	7,714軒 (停電率33.9%)	
	都市ガス	供給停止戸数 0戸 (停止率0.0%)	5,315戸 (停止率100.0%)	
	LPガス	ガス漏れ戸数 102戸 (漏洩率4.1%)	115戸 (漏洩率4.6%)	
	通信	固定電話 不通回線数 6回線 (不通率0.0%)	20回線 (不通率0.1%)	
避難者数	避難所避難者数(直後)		228人	687人
	避難所避難者数(1週間後)		956人	1,700人
	避難時外避難者数(直後)		152人	458人
	避難時外避難者数(1週間後)		956人	1,700人

注) 各項目は、冬18時、強風時を条件として想定している

■資料-82 防災アセスメント調査における白岡市の被害想定結果

第4 震災対策の基本方針

東日本大震災以降、国では「減災」や「自助・共助・公助による取組」等を震災対策の基本方針として防災基本計画の大幅な改正を行っており、県地域防災計画においても同様の修正が行われている。

市では、これまでの計画修正により、「総則編」にこれらの基本方針(「第5節 防災対策の基本方針」)を掲げていることから、震災対策編では、この基本方針に基づき計画を策定するものとする。その際、震災対策の前提とする計画フレームには、市において起こり得る最大規模の地震である「茨城・埼玉県境地震」の被害想定結果を設定する。

第2章 震災予防計画

本計画は、東日本大震災等の教訓を生かし、市が実施した「防災アセスメント調査令和5年3月」及び「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」等をもとに、日頃からその地震災害の予防に万全を期し、被害の発生を最小限にとどめるための計画とする。

第1節 建築物・施設等の安全対策

市は、事前の予防措置として施設ごとに耐震性を備えるよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）等に基づき、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を図る。

令和2年現在、公共建築物の耐震化は完了しており、多数の者が利用する建築物（民間建物）の耐震化も目標に達している。今後、住宅の耐震化を促進する。

第1 建築物の耐震化

【建築課】

建築物の耐震性の向上を図るため、市は、県に協力し、資料の配布、説明会等を通じて、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

1 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図っている。

具体的内容としては、建築物等の構造耐力上、防火及び避難上等の諸点についての安全確保を図る規定がある。

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火災事例に鑑み、一般構造及び防火・避難規定等が強化されている。

また、埼玉県建築基準法施行条例で建築物の構造等について、安全上及び防火上の制限を付加し、安全性についての実効を図っている。

2 耐震化対策

(1) 耐震化に関する相談窓口の設置

住宅の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応ずる窓口等を設置する。

(2) 耐震診断を行う技術者の養成

県が開催する耐震診断講習会への参加を促し、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を促進する。

(3) 耐震性に関する知識の普及啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会等を通じ、市民への知識の普及啓発に努める。

(4) 緊急輸送道路等における既存建築物の耐震化の助言等

県及び関係団体と連携して、物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路（緊急輸送道路等）に面する地域に存する既存建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修又は維持保全について指導、助言又は勧告を行う。

第2 窓ガラス等の落下・脱落防止

【建築課】

建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため次の対策を講じる。

1 落下防止対策の実施

県が実施する繁華街等の道路沿いにある3階建て以上の建築物の窓ガラス等落下対象物の調査結果の実態把握に努める。

2 落下防止に関する普及啓発

建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発を行う。

3 改修等の指導

調査結果の報告に基づき、落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修等の普及に努める。

4 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

第3 空家等の実態把握

【環境課】【建築課】

「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「白岡市空家等の適切な管理に関する条例」に基づき空家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行うものとする。

第4 ブロック塀の倒壊防止

【建築課】【教育指導課】【環境課】

過去の地震災害では、ブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊による死亡者が発生しているが、その原因は、倒壊したブロック塀が建築基準法に適合しない粗悪な施工によるものであったことが判明している。こうしたことから、ブロック塀を設置している市民に対し、広報紙等を通じて、安全対策及び転倒防止対策を周知する。

地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、次の対策を講じる。

1 市街地内のブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

2 ブロック塀の倒壊防止に関する普及啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識を普及させる。

3 ブロック塀の点検・撤去・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀を設置している市民に対し、点検を行うよう指導するとともに、1の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励する。

また、ブロック塀の撤去・改修や生垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

4 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面するブロック塀の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

第5 自動販売機の転倒防止

【商工観光課】

1 自動販売機の転倒防止に関する普及啓発

県及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

2 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

第6 エレベーターの閉じ込め防止

【建築課】

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食糧、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

第2節 震災に強い防災都市づくり

多種多様な都市型災害に対応できる防災体制を確立するとともに、建築物の不燃化促進及び道路や公園緑地等のオープンスペースを確保することにより、都市型災害に強いまちづくりを進める。

第1 防災都市づくりの推進 【安心安全課】【街づくり課】【建築課】【道路課】

1 防災都市づくりの基本的考え方

- (1) 都市計画マスタープランや立地適正化計画において、防災都市づくりの基本的な考え方を踏まえて、分野別方針や防災指針を定める。
- (2) 市の防災面から見た地域特性にあった市街地整備を計画するとともに、建築物の耐震化、不燃化を促進する。
- (3) 広域災害に対処するため、避難地の確保や避難路の整備等行政界を越えた近隣市町と連携した計画とする。
- (4) 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮し、道路や公園等の都市基盤施設のバリアフリー化を図る。
- (5) 平常時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、市民に親しまれ、災害時には、活動しやすい都市空間の整備を確保する。

2 土地利用の適正化

(1) 土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づいて策定した国土利用計画や土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行うことにより、地震に強い安全な県土づくりを誘導する。

(2) 土地情報の整備

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

第2 都市計画マスタープランへの位置づけ 【街づくり課】

都市計画マスタープランについては、地域防災計画を踏まえ、「防災まちづくり方針」の修正など、防災と都市の将来像の関係を調整することで、災害に配慮したまちづくりを位置づける。

第3 市街地の整備等 【企画政策課】【街づくり課】

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、土地区画整理事業などを引き続き推進しながら、市街地の整備を行う。

1 都市機能の更新及び土地区画整理事業の活用

防災上重要な地域においては、耐火建築物等を誘導することなどにより地域の不燃化を図る。また、土地区画整理事業により、街路・公園等を整備し、オープンスペースを確保する。

■資料-83 市街地整備の実施状況

2 地区計画等の活用

市が定める地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

3 地籍調査の推進

各種の市街地開発事業を計画的に行うとともに、迅速な復旧及び復興対策を行うため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を推進する。

第4 建築物の不燃化 【街づくり課】【建築課】【消防署】

1 防火・準防火地域の指定

都市計画法、建築基準法に基づく諸制度を活用し、防火地域又は準防火地域を指定し建築物の不燃化を促進する。

2 屋根不燃化地区の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼を防止するため、建築基準法に基づき、屋根の不燃化を図る。

3 建築物の防火対策の推進

建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火対策の指導に努めるとともに、既存建築物に関しては、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火対象物定期点検報告制度に基づき、防火及び避難に係る改善対策の指導に努める。

第5 オープンスペース等の確保 【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【農政課】

被災者の安全確保と応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止を図るため、公園の整備や緑地等の保全を行い、オープンスペースを確保する。

1 都市公園の整備

震災時の避難場所となる防災公園、周辺自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動拠点とする都市公園については、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

■資料-84- 都市公園の状況

2 緑地・農地の保全

市街化区域内の農地（生産緑地）等は、火災の延焼防止に大きな効果がある。また、井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、保全等を推進していく。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

3 避難場所及び避難路周辺の不燃帯の形成促進

市街地火災からの安全を確保できる十分な広さの避難場所及び避難路を整備することが困難である現状を踏まえて、不燃帯の形成による避難所及び避難路周辺の建築物の不燃化

を促進する。

4 広幅員街路の整備

火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な応急活動に資する道路網の整備を促進する。

■資料-85 都市計画道路の状況

第6 交通施設の安全化 【道路課】【東日本旅客鉄道(株)】【東日本高速道路(株)】

交通施設の各管理者は、施設の耐震化及び安全対策並びに二次災害の発生防止を図る。また、市は、各管理者と協力して、情報提供等緊急時の連絡体制の確立に努める。

1 道路及び橋りょう対策 【道路課】

道路、橋りょうの被害予防対策は、揺れに対する強度を増大させるだけでなく、柔軟性や粘りを高めることを基本とする。橋脚等については、耐震対策状況を点検し、必要に応じて橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。路盤については、特に液状化による地盤流動の影響を基礎の設計で十分にチェックする。

また、道路付帯設備や植樹についても地域状況を配慮し、適切に配備していくとともに、交通規制用や応急復旧用の資材等の備蓄を進める。

2 鉄道施設 【東日本旅客鉄道(株)】

鉄道施設の耐震化等により被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

(1) 施設の現状

ア 線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。

耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。

イ 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

(2) 事業計画

ア 防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。

イ 震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応する。

3 高速道路 【東日本高速道路(株)】

市内では、東北自動車道が市域を南北に縦断し、圏央道（白岡菖蒲 IC～久喜白岡 JCT 東側までの延長 3.3km）が北西部を東西に通過している。高速道路は災害時の緊急輸送道路として特に重要であることから、施設の安全対策と災害時の交通確保に万全を期すものとする。

(1) 高速道路等の維持管理に当たっては、高速道路等の周辺環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講じる。

(2) 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するために必要な補修等の災害予防措置を講じる。

(3) 橋りょう等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。

(4) 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

(5) 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生

活用品等の備蓄に努める。

第7 ライフライン施設の安全化 【上下水道課】【経営課】【事業者】

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、県及び事業者は、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点分散、代替施設整備等による代替性の確保を進める。

1 電気供給施設の安全化 【東京電力パワーグリッド(株)】

電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊を免れた家屋が焼失する二次災害が予想される。このため、市は、事業者に、供給施設の耐震化、安全設備の整備、災害発生時の漏電など二次災害の発生を防止するよう要請、協力するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

2 ガス供給施設の安全化 【都市ガス事業者】【(一社)埼玉県LPガス協会】

ガス供給施設は、漏えい、混触発火を引き起こし、誘爆や被害の拡大の可能性があり、市民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、市は、ガス事業者に、供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備、災害発生時のガス漏れなど二次災害の発生を防止するよう要請、協力するとともに、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

3 上水道施設の安全化 【安心安全課】【上下水道課】【経営課】【事業所】

水道管の破損や停電により市内全域で断水が発生し、飲料水の確保や消火活動が困難になることが予想される。

このため、水道施設の耐震性を向上させることのみならず、災害復旧のための水道台帳の複数確保や事業所、近隣自治体との協力など、復旧を短時間で迅速かつ円滑に実施できる即応体制を確立する。また、断水に備え応急給水資材の備蓄を行うとともに、市民に対し給水拠点の周知を図る。

(1) 水道施設の震災予防対策 【上下水道課】【経営課】

大山配水場は耐震基準適合施設であるが、岡泉浄水場の一部と高岩浄水場の施設は、平成9年以前の耐震工法指針に基づいて建設された構造物であるため、耐震性能調査を実施するとともに、基準を満たさない施設については適切な改修が必要である。また、災害時における断水区域を小範囲に止めるため、老朽管の布設替えによる計画的な耐震化を進める。

(2) 耐震性貯水槽の整備 【上下水道課】【経営課】

断水が発生した場合に備え、常時は水道管路の一部として機能し、非常時に消火用及び飲料用として貯留水を利用することができる耐震性貯水槽の整備を図る。

(3) 民間所有井戸の活用 【安心安全課】

断水等が発生した場合に備え、現在、使用されている民間所有井戸の所有者に対し、災害時に一般に開放できる井戸を募集し、「災害用井戸（飲料以外）」として指定するよう努める。

なお、民間所有井戸の募集に当たっては、指定の基準の策定に努める。

(4) 災害用井戸の設置 【安心安全課】【教育総務課】

災害時の飲料水以外の生活用水を確保するため、避難所であるすべての小中学校に「手押しポンプ式による災害用井戸」の設置を進める。

■資料-86 白岡市上水道施設位置図

4 下水道施設の安全化及びトイレ対策

【安心安全課】【環境課】【上下水道課】【経営課】

汚水処理場の機能停止、中継ポンプ場や管渠の亀裂・破断、土砂の流入及びマンホールの異常等の被害を受けるとともに、汚水が道路に漏れ出す、逆流してトイレからあふれ出るなどの被害が起きるおそれがある。

(1) 下水道施設の災害予防対策

【上下水道課】【経営課】

下水道施設は、既設管等の事前調査などにより、老朽管の取替、接続部の改良補修及びクラックが生じた部分の改修を実施し、汚水排除の確保及び雨水の氾濫防止に努めるとともに、下水道施設の耐震性の向上、下水道台帳の複数保管及び近隣市町村との協力体制等の確立を図る。

また、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

(2) トイレ対策

【安心安全課】【環境課】【上下水道課】【経営課】

トイレ使用の可否は、公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすため、仮設トイレ等の設置や下水マンホール及び既存浄化槽の利用等により、迅速に対応できるように資機材の備蓄を図る。

公共下水道区域内の避難所となる学校などについては、要所にマンホールトイレが整備されているが、マンホールトイレが未整備の避難所などについては、仮設トイレの設置場所等について事前に検討しておくとともに、災害用トイレ（マンホールトイレ、貯留式）の整備を進める。また、既設の公園についても、災害用トイレ（ベンチ貯留式トイレ）の整備を進める。

■資料-87 白岡市下水道施設位置図

5 電話通信施設の安全化

【東日本電信電話(株)】【携帯電話各社】

東日本電信電話（株）埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、平素から171（災害用伝言ダイヤル）・web171（災害用伝言板）^{※1}・災害用伝言版^{※2}のPRに努める。

※1：東日本電信電話（株）提供、※2：携帯電話事業者提供

6 廃棄物処理施設の震災予防対策

【環境課】【蓮田白岡衛生組合】

- ・施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。
- ・施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。
- ・処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

第8 地盤災害の予防

【建築課】【上下水道課】【経営課】【道路課】

地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

1 液状化対策

東日本大震災では、市内の電柱の傾斜や道路陥没などの被害が見られ、また、東京湾の埋立地などの軟弱地盤で激しい液状化現象が起り、住宅の傾斜、宅地や道路の陥没など

多くの被害をもたらした。

国土交通省においては、東日本大震災による液状化被害を踏まえ、液状化対策技術検討会議を設置し、液状化被害の実態把握や発生メカニズムの検証等を行い、液状化被害想定手法や宅地、道路、住宅・建築などの分野で技術基準の再検討を進めている。

大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、「白岡市防災アセスメント調査（令和5年4月）」における液状化危険度分布等の結果を参考に液状化対策を推進する。

(1) 液状化対策工法の普及

液状化対策工法などの情報提供を行い、施設整備に反映させる。

(2) 耐震診断の実施

災害時に液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施していく。

■資料-88 白岡市液状化危険度

2 地盤沈下対策

【建築課】

地盤沈下は、地震時に被害を増大させる可能性がある。また、建築物や土木構造物等の耐震性の劣化が指摘されている。地盤沈下と建築物や土木構造物の劣化現象の関連に関する調査をもとに、地盤沈下が激しい地域の建築物、土木構造物の耐震性の劣化状況の把握に努める。

3 宅地造成地の災害予防対策

【建築課】

都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

第3節 地震火災等の予防

地震によってもたらされる被害のうち、火災は、発災時の気象状況や市街地の状況によって、甚大な被害をもたらす。火災による被害をできるだけ少なくするため、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進する。

第1 住宅等からの出火防止

【消防署】

1 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

- (1) 災害時における出火要因として最も多いものは、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を市民に周知しておく。また、過熱防止装置の付いた火気器具の普及に努める。
- (2) 災害時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等には対震自動消火装置が普及しているが、管理不良のためタールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- (3) 通電火災の防止のため、感震ブレーカーや過熱防止装置等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発に努める。
- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火及び自然発火等の形で出火する危険性がある。混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性がある化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

第2 初期消火体制の充実強化

【消防署】

1 市民の初期消火力の強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界がある。地域の自主防災組織を充実させ、災害時に有効に機能するよう組織の活動力の向上を図り、市民による消火やバケツリレー等の初期消火力を高め、消防署及び消防団等と一体となった火災防止のための活動体制の確立に努める。

2 事業所の初期消火力の強化

地震時に、事業所独自で行動できる対策を図るとともに、職場での従業員及び周辺市民の安全確保のために、日頃から地震時の初期消火について具体的な対策計画の確立を図るよう指導する。

3 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、市民の防災行動力を高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所の協力及び連携を促進し、地域における総合防災体制を強化していく。

第3 消防力の強化

【消防署】

「風水害対策編第2章第4節第5 消防力の強化」を準用する。

第4 危険物取扱施設の安全化

【消防署】

軟弱地盤地域の危険物取扱施設は、液状化のため損傷（燃料タンク等の傾斜など）を受けおそれがあり、損傷を受けた燃料タンクからの燃料漏れは、大きな災害を誘発させる要因になる。

消防署は消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令に基づき、施設の耐震性、危険物の安全管理等について適切な指導を行う。また、市民の安全を図るため、危険物の現状と被害状況を迅速に把握する体制を確立する。

危険物取扱施設関係の火災予防に関しては、安全管理及び立入検査を行い、保安上の責任と事故防止の指導に努める。

また、先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え、安全対策指針の整備に努める。

1 危険物取扱施設

県及び市は、危険物取扱施設の安全確保のため、法令基準の適用を受けない小規模施設等を含め、実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

■資料-89 市内の危険物施設の現況

2 毒劇物取扱施設

県は、毒劇物取扱施設について、その取扱に係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき、監視指導を行っている。

毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがある。このため、県は、これらの実態把握に努めるとともに、貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点を置き、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

■資料-90 市内の毒劇物取扱施設の現況

3 高圧ガス施設

県は、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

4 火薬類施設

火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づき、製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱が厳しく規制されていることから、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

第4節 地域防災力の向上

防災は「自らの身の安全は自ら守る」が基本であり、市民一人ひとりには「自助」が求められる。また、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織には「共助」が求められ、各組織は市や防災関係機関と連携して災害予防対策に取り組める防災体制を整える。

第1 自助【市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）】

【安心安全課】

「自らの身の安全は自ら守る」（自助）の取組を促進・推進する。

1 身近な自助

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- (4) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (5) 食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等生活必需品の備蓄（1週間分以上（最低3日間）を目標）
- (6) 自動車へのこまめな満タン給油
- (7) 家具類の転倒防止やガラスの飛散・落下防止対策
- (8) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- (9) 災害時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- (10) 自主防災組織への参加
- (11) 市、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- (12) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動）への参加
- (13) 近隣の要配慮者への配慮
- (14) 住宅の耐震化
- (15) 地震保険への加入など生活再建に向けた事前の備え
- (16) 家庭や地域での防災総点検の実施
- (17) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

2 実践的な自助

「風水害対策編第2章第1節第1 2実践的な自助」を準用する。

第2 共助【自主防災組織の強化】

【自主防災組織等】【安心安全課】

大規模な地震が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災関係機関による応急活動に先立ち、市民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

同時に、自主防災組織は、市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、地域における防災の点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険性の把握 ・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・市民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検

1 自主防災組織の結成と活動の充実・強化

(1) 自主防災組織の結成

市は、自主防災組織が結成されていない地域の結成を推進する。自主防災組織の結成に当たっては、次の点に留意するとともに、地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織結成を行う。

ア 既存のコミュニティである行政区等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位とする（マンションの自治会等）。

イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(2) 活動の充実・強化

市は、次に示す事項に留意し、自主防災組織の指導・育成を図る。

ア 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）

イ 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）

ウ 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）

市は、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等を推進する。市は、既存の地域コミュニティである行政区・自主防災組織等を活用して、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進する。なお、県は市が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、市と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

■資料-5 白岡市自主防災組織補助金交付要綱

■資料-6 白岡市自主防災組織連絡協議会補助金交付要綱

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、おおむね次に示すとおりとする。

【自主防災組織の活動内容】

	活動内容
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者を含めた市民のコミュニティの醸成 2 日頃からの備えと地震発生時の的確な行動等に関する防災知識の普及（例 防災イベントの実施、各種資料の回覧、配布） 3 情報の収集・伝達、初期消火、避難及び救出、救護等の防災訓練の実施（例 要配慮者に対する情報伝達・避難誘導等） 4 防災用資機材、応急手当用医薬品等の整備・点検等（例 初期消火資機材：軽可搬ポンプ、消火器等）

	活動内容
	救助用資機材 : ジャッキ、バール、のこぎり、リヤカー等 救護用資機材 : 救急医療セット等) 5 地域の把握 (例 危険箇所の把握、要配慮者の把握) 6 普通救命講習の受講
発災時	1 初期消火の実施 2 情報の収集・伝達の実施 3 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施 4 集団避難の実施 (特に、避難行動要支援者の安全確保に留意) 5 避難所の運営活動の実施 (例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認) 6 要配慮者の安否確認、避難誘導支援 7 避難所での運営協力 (例 運営のルールづくり等)

第3 共助 [民間防火組織の育成] 【消防署】

地域社会においては、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブの組織づくりと育成強化を行っていく。

1 活動内容

民間防火組織の活動は、次に示すとおりである。

- (1) 幼年消防クラブ (知識の習得、啓発活動)
- (2) 少年消防クラブ (知識の習得、啓発活動)
- (3) 女性防火クラブ (啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動)

2 結成促進及び活性化

組織の結成促進を図るとともに、研修会の開催等により活動の活性化を図る。

第4 共助 [事業所等の防災体制の充実] 【安心安全課】【消防署】

地震発生時は、市や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。また、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間県外へ通勤して不在のケースも多い。

従って、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図るとともに、事業所等における事業継続のための取組を支援する。

また、防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、事業者は職場、地域における防災の点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の防災体制の整備 ・ 職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・ 建物の耐震診断、必要な補強等 ・ 備蓄品・非常持出品の点検 ・ 従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・ 消火器、発電機など防災資機材の点検 ・ 危険物施設の安全点検

1 一般企業の防災組織

一般企業を対象とした防災意識の向上を図るため、組織整備の支援、指導及び助成等を行う。

市は、一般企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

一般企業は企業が果たす役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また一般企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の市民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

2 集客施設内の防災組織

学校、病院、公民館等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導に努める。

3 危険物施設、高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設、高圧ガス施設等の管理者やその自主防災組織に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動などに対する必要な助言及び指導に努める。

また、専門知識を有する高圧ガス関係業界及び高圧ガス関係の保安団体に対し、防災活動に関する技術又は防災訓練の実施等に関する指導・助言に努め、その育成を図る。

4 事業所内の防災組織

事業所の自衛消防組織又は中小企業等の自主防災組織の確立を支援し、事業所又は中小企業等と協議のうえ、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

また、中小企業等は、企業が果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

5 高層建築物の防災組織

高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について指導・助言を行い、自主的な防災組織の整備、充実を図る。

6 関係機関との協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織の整備を促進し、民間との協力体制の充実を図る。

また、次の機関の協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員及び行政区
- (2) 農林商工関係団体

- (3) PTA その他の市民団体
- (4) 公共的団体

第5 共助 [地区防災計画の策定]

【安心安全課】

「風水害対策編第2章第1節第4共助[地区防災計画の策定]」を準用する。

第5節 防災教育

市は、地震による被害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、生涯を通じた体系的な教育により、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組める環境の整備に努める。

第1 市民に対する防災教育

【安心安全課】【消防署】

市は、市民に対して、防災知識の向上のため防災教育を実施し、防災意識の普及啓発に努める。

1 市民の防災学習の内容

- (1) 地震発生の仕組みと想定される被害
- (2) 地域の地震に対する危険性
- (3) 災害状況別の行動指針
- (4) 日頃から実施すべき地震への備え
- (5) 地震防災対策の現状
- (6) 災害教訓の伝承

2 防災学習の方法

- (1) 埼玉県防災学習センター等の活用
常設の防災学習拠点である埼玉県防災学習センターの利用を広報し、市民に対して継続的に防災学習を実施する。
- (2) PR 資料の作成配布
防災知識の普及啓発を図るため、市民向けの防災に関する PR 資料を作成、配布する。
PR 資料としては、学習対象に応じてポスター、リーフレット、小冊子、図書、広報紙等を適正に選択する。
- (3) 防災学習用設備及び教材の貸出し
防災学習に役立つ設備・機器、ソフトウェア、映像資料等の整備、周知を行い、希望する団体等に対して貸出しを行う。
- (4) 講演会・研修会・出前講座の実施
防災に関する学識経験者、防災関係機関の担当者、災害体験者等を講師とした講演会・研修会・出前講座を開催する。
- (5) マスメディアの活用
テレビ、ラジオ、新聞等の各種マスメディアを通じて、市民の防災意識の高揚を図るとともに防災学習を実施する。
- (6) 広報紙等の活用
広報紙、市のホームページ等に、防災に関する情報を掲載する。
- (7) 地震情報等の普及・啓発
気象庁、熊谷地方气象台、県及び市は、地震や気象に関する情報を市民が容易に理解できるように、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、防災気象情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
- (8) 緊急地震速報の普及・啓発
緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方气象台及び市、県は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけているが、とるべき行動に変更はない。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅などの 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート などの 集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街などの屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、周りの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

3 災害に関する各種資料の収集・提供

「風水害対策編第2章第2節第1 3 災害に関する各種資料の収集・提供」を準用する。

第2 児童・生徒に対する防災教育

【教育指導課】

学校教育における防災教育は、教育のねらいや重点などを明確にし、学校の教育課程に位置づけられるとともに、教育活動を通じて体系的、計画的に行う。

また、防災意識の向上を図るため、学校の教育活動を通じて災害教訓を伝承することに努める。

1 各教科等による防災教育

児童・生徒の発達段階などに応じて、児童・生徒一人ひとりが災害に対して適切に対応する態度や能力が確実に身につけられるようにする。

各教科（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間など、様々な時間を利用して、災害教訓を伝承するとともに地震の発生の仕組み、地震発生時の正しい行動等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

- (1) 小学校低学年では、教職員や保護者など近くの大人の指示に従う適切な避難行動ができるようにする。
- (2) 小学校中学年では、様々な危険を知り、自ら安全な避難行動ができるようにする。
- (3) 小学校高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険性を理解し、安全な避難行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りできるようにする。
- (4) 中学校では、小学校での理解をさらに深め、応急処置の技術の習得、防災への日常の備え、的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や避難所運営の補助などを体験し、ボランティア活動の大切さについて理解を深める。

2 学校行事としての防災教育

防災意識の向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED研修等のほか、防災学習センター等での体験学習を実施する。

さらに、消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画する学校での体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

3 教職員に対する防災研修

防災研修は、地震発生時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒のこころのケア及び特に留意する事項等に関しその周知徹底を図る。

なお、文部科学省は平成23年7月に「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月）」を作成している。この手引書をもとに各学校の学校防災マニュアルを整備・充実するように努める。

第3 自主防災組織に対する防災教育 **【安心安全課】【消防署】**

「風水害対策編第2章第2節第3 自主防災組織に対する防災教育」を準用する。

第4 職員に対する防災教育 **【安心安全課】【消防署】**

応急対策の実行主体となる市職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を行う。

1 市職員に対する防災教育

(1) 職員初動マニュアルの配付・周知

職員参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した職員初動マニュアルを配付し、周知する。

(2) 実践的な現地訓練の実施

地域で活動する対策要員に対し、避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等の応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

(3) 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修会、講演会等を実施する。

(4) 通信機器等の習熟

通信機器、自家発電機等の災害活動に必要な機器、資機材の基本操作の習熟のため研修を実施する。(燃料の補給、自家発電機等の始動操作、機器管理など)

(5) 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷等により職員としての防災活動が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持出品の用意等が徹底されるよう、定期的に職員に安全対策の実施を促す。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関は、応急活動を実施する要員に対して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

第5 防災上重要な施設に対する防災教育 **【安心安全課】【消防署】**

「風水害対策編第2章第2節第5 防災上重要な施設に対する防災教育」を準用する。

第6 事業所に対する防災教育 **【安心安全課】【消防署】**

「風水害対策編第2章第2節第6 事業所に対する防災教育」を準用する。

第6節 防災訓練

地震時に迅速かつ的確な行動をとるためにはどのような行動をとるべきか、日頃からの実践的な訓練が重要である。また、実践的な想定に基づく防災訓練は、本計画の熟知及び防災関係機関と市民の協力体制の確立をはじめ、市民に対する防災知識の普及啓発、本計画の検証などの副次的な効果があるため継続的に実施する。

防災訓練は、次の点に留意して行う。

- (1) 実践的な訓練の実施
- (2) 参加意識を持った訓練の実施

訓練に参加する意義の明確化、興味を持ちやすいテーマの設定、現実味を持った、真摯に取り組める雰囲気づくり等に努める。

また、訓練内容は、参加型として地域特性を踏まえ、地域に密着した訓練を実施する。

第1 総合防災訓練の実施 【防災関係機関】

大規模な地震の発生を想定し、総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と自衛隊及び防災関係機関相互の協力連携体制の確立並びに確認を図る。

第2 実践的な個別訓練の実施 【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

総合防災訓練と併せ、消防団、自主防災組織、市内の事業所等の協力及び連携の下に具体的なプログラムにより、次の実践的な個別訓練を毎年1回以上実施する。

1 市が実施する避難訓練

(1) 市の避難訓練

円滑、迅速かつ確実な避難指示、立退き等を行うため、市が中心となり、防災関係機関の参加の下、市民や消防団、自主防災組織等の協力を得て毎年1回以上実施する。

(2) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院、社会福祉施設等における訓練

幼児、児童・生徒、傷病者、高齢者及び障がい者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命や身体の安全を守り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し、避難訓練を中心とする防災訓練の実施を指導する。

2 市職員の訓練

(1) 非常参集訓練

市は、迅速に職員を参集させるため、非常参集訓練（予告なしの夜間・休日・帰宅時など）を実施するとともに地震発生時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

(2) 応急手当訓練

市は、職員により、応急救護活動の支援や補助が行えるように、職員に対し、定期的に応急手当訓練を実施し、職員の救護技術の向上を図る。

(3) 情報収集伝達訓練

市は、被害状況に関する情報を消防団、自主防災組織等と迅速かつ的確に伝達ができるよう、情報の収集、伝達等に関する訓練を実施する。併せて通信機器・設備を円滑に操作できるよう、通信機器の操作実習訓練を実施する。

(4) 災害想定訓練（図上訓練）

市は、地震発生時の状況を想定し、判断能力・活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練等を実施する。

(5) 応急復旧訓練

市は、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等のため、警察、県、消防等の関係機関と連携して、応急復旧の訓練を実施する。

(6) 他市町村の防災訓練への参加

市は、広域災害が発生した場合に他市町村との連携が円滑に実施できるよう、他市町村が実施する防災訓練に市職員を派遣する。

第3 事業所、自主防災組織等の訓練

【安心安全課】【消防署】

震災時には、市民の相互協力による自衛的な防災活動を実施することが重要である。そのため、事業所、自主防災組織及び市民は日頃から訓練を実施し、地震発生時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携に努める。

1 事業所（防火管理者）における訓練

市は、病院、工場、事業所等の消防法で定められた防火管理者に対し、市の消防計画に基づき、避難訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織が実施する防災訓練への積極的な参加を促進する。

2 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織が、市民の災害対応力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう消防署と協力して指導し、地域の事業所はこれに積極的に協調する。主な訓練項目は、次のとおりである。

- (1) 情報収集・伝達訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 救出・救護訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 炊き出し・給水訓練

第4 防災訓練の検証

【安心安全課】

「風水害対策編第2章第3節第5 防災訓練の検証」を準用する。

第5 消防訓練

【安心安全課】【消防署】【防災関係機関】

「風水害対策編第2章第3節第6 消防訓練」を準用する。

第7節 震災に関する調査研究

地震災害は、地震の規模や市の地形条件、社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性が求められる。従って、市内の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災予防対策を推進するため、自然科学や社会科学の分野について総合的かつ効率的な基礎研究を行う。

内閣府中央防災会議から「首都直下地震の被害想定と対策についての最終報告（平成25年12月）」や、「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告（平成24年3月）」が公開された。

今後も防災関係機関による最新の情報を収集するなど調査研究に努める。

第1 地震被害想定調査

【安心安全課】

市内の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにするため、市内の地質や地盤等の特性を把握し、地震被害想定調査を定期的実施する。

なお、調査のために収集した資料や調査結果は、防災関係機関等が活用できるように随時提供する。

第2 震災対策に関する調査研究

【各課】

市民の生命の安全、生活の安定を図るため、効果的な応急活動を行えるように日頃から調査研究に努める。

1 公共施設・ライフライン施設の震災対策に関する調査研究

公共施設やライフライン施設は、現代の都市生活に必要なものであり、これらの機能が喪失した場合には、大きな社会的混乱が予想される。そこで、これらの公共施設等の耐震性の向上や代替性の確保、迅速な復旧方法に関する調査研究に努める。

また、人的・物的被害の大きな原因は、建築物等の倒壊と延焼火災である。そこで、既存建築物の耐震性及び耐火性を向上するための方策について、技術的側面とそれを誘導するための政策的側面から調査研究に努める。

2 地震火災対策に関する調査研究

地震発生と同時に多発すると予想される地震火災への対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究に努める。

3 避難者の安全確保に関する調査研究

避難者を安全に誘導するため、避難所や避難路の安全性の確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究に努める。

4 効果的な緊急輸送に関する調査研究

効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送道路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究に努める。

5 地震情報等の伝達方法に関する調査研究

地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、市民が適切な行動を行うために有用

な情報の迅速な伝達が必要とされることから、効果的な情報の伝達方法等に関する調査研究に努める。

6 社会的混乱の防止に関する調査研究

平常時に機能している社会システムの大きな混乱が予想されることから、物価高騰や都市機能低下などによる社会的混乱の防止に関する調査研究に努める。

7 災害時の生活確保に関する調査研究

被災者への飲料水、食糧、生活必需品及び住宅等の迅速な供給は、被災者の経済的・精神的な安定化を図るとともに、社会的な混乱を防止する面からも重要であることから、供給物資の適正備蓄、迅速な調達・輸送体制や供給体制についての調査研究に努める。

8 震災復興に関する調査研究

被災者の生活再建や地域経済の健全な回復を図るためには、被災地の迅速な復興が不可欠であることから、震災復興についての基本方針や行政手続等に関する調査研究に努める。

第3 防災研究成果の活用

【各課】

国・県等で実施した防災に関する研究成果等も踏まえ、震災予防対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の強化に努める。

第8節 震災に備えた活動体制の強化

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

第1 活動体制の整備

【全職員共通】

初動体制及び災害対策本部の運営を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ体制の構築を図る。

1 初動体制の整備

地震発生時に、確実に応急活動を実施できるよう、災害対策本部の設置をはじめ、緊急に必要な初動職員の確保に努める。

(1) 職員の役割

ア 職員は、「職員初動マニュアル」を参照し、地震発生時の参集場所、業務内容等を十分習熟しておかなければならない。

イ 「職員初動マニュアル」を補完するものとして、詳細な「職員班別行動マニュアル」を作成し、常に必要な見直し、修正を行う。

(2) 避難所参集職員の確保

迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各避難所へ派遣する職員を「避難所運営職員等一覧表」に定めておくとともに、指定された職員は、参集場所等を十分習熟するよう努める。

2 非常体制（災害対策本部設置）の整備

(1) 配備体制の明確化

的確に応急活動が実施できるよう、組織改革に沿った職員の人数、職制等を踏まえ、配備体制を強化するとともに、職員の健康管理や交替要員の確保等について十分検討しておく。

ア 実施責任者不在時の対応（指揮者の優先順位の明確化）

イ 市庁舎に災害対策本部が設置できない場合の代替施設

(2) 職員の配属体制の強化

夜間、休日等における職員の動員、配備体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて配備体制の見直しを図る。

(3) 配備体制等の周知・徹底

職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、職員に対し研修等を実施し、配備体制、災害時の役割等を示した「職員初動マニュアル」を周知する。

3 応援協力体制の充実

市の体制のみでは十分な応急活動の実施が困難となることが想定されるため、国、県、他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

(1) 国との連携強化

各種情報の交換に関し、日頃から連携強化に努める。

(2) 県との連携強化

応急活動において、県との連携は不可欠であるため、日頃から通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

他市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派

遣を県に要請する。そのため、市は、迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

(4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行うが、状況に応じて、市が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

(5) 他市町村との相互応援協力

市は、県境を越えた他市町村から応援を受けられるよう、県外の遠隔地の市町村との応援協定の締結に努める。また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、迅速に派遣の要請ができるよう努める。

(6) 指定公共機関等との連携強化

ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日頃から連絡や連携の強化に努める。

(7) 公共的団体との協力強化

市は、公共的団体に対して、応急活動等、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を強化する。

このため、公共的団体における防災組織を充実させるための支援、指導を行い、相互の連絡を密にするように努める。

(8) 企業・事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、市は、これらの制度の普及に努める。

(9) 救援物資の受入体制の整備

東北自動車道及び圏央道が通過しており、白岡菖蒲 IC を活用した救援物資の受入体制などの整備に努める。

4 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

「風水害対策編第2章第4節第1 6 業務継続計画（BCP）の策定及び推進」を準用する。

5 応援受入体制の整備

「風水害対策編第2章第4節第1 8 応援受入体制の整備」を準用する。

6 広域避難・広域一時滞在の体制整備

「風水害対策編第2章第4節第1 9 広域避難・広域一時滞在の体制整備」を準用する。

7 応急対応、復旧復興のための人材の確保

「風水害対策編第2章第4節第1 10 応急対応、復旧復興のための人材の確保」を準用する。

8 罹災・被災証明書の発行体制の整備

「風水害対策編第2章第4節第1 11 罹災・被災証明書の発行体制の整備」を準用する。

第2 防災拠点の整備 **【安心安全課】【道路課】【上下水道課】【経営課】**

「風水害対策編第2章第4節第2 防災拠点の整備」を準用する。

第3 情報通信設備の整備 **【安心安全課】【各課】**

「風水害対策編第2章第4節第3情報通信設備の整備」を準用する。

第4 ボランティア活動の環境整備 **【安心安全課】【地域振興課】【社会福祉協議会】**

「風水害対策編第2章第4節第4ボランティア等の活動支援体制の整備」を準用する。

第5 救急救助 **【消防署】**

「風水害対策編第2章第4節第6救急救助」を準用する。

第6 医療救護 **【安心安全課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】**

「風水害対策編第2章第4節第7医療救護」を準用する。

第7 避難 **【安心安全課】【各施設の所管課】**

地震が発生した場合は、火災の延焼拡大等により、市民の避難を要する地域が数多く出現するものと予想される。

このため、これらの危険地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、倒壊、焼失等により住居を失った被災者を一時収容又は保護するため、市民の避難について適切な避難予防対策の確立に努める。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

1 避難所等の指定及び整備 **【安心安全課】【各施設の所管課】**

「風水害対策編第2章第4節第8 1避難所等の指定及び整備」を準用する。

2 避難計画の策定 **【安心安全課】**

「風水害対策編第2章第4節第8 2避難計画の策定」を準用する。

3 各施設の避難計画 **【安心安全課】【各施設の所管課】【消防署】**

「風水害対策編第2章第4節第8 3各施設の避難計画」を準用する。

4 避難誘導體制の確立

(1) 避難誘導體制の確立

市民の避難行動は、空地や校庭などのオープンスペースに自発的に避難し、災害の状況によって再び避難行動を起こすことが予想される。そのため、避難誘導はこのような活動に合致したものとなるよう避難誘導體制の整備に努める。

(2) 案内標識、誘導標識等の設置

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、外来者などに対しても場所がわかるよう配慮するとともに、日頃から市民への周知を図るなど、速やかな避難ができるような対策を講じる。

(3) 夜間又は停電時の避難対策

夜間又は停電時における避難に備え、非常灯及び自家発電設備等の照明設備を整備す

る等の対策を検討する。また、市民に対しても、懐中電灯等を各家庭で準備しておくように周知を図る。

(4) 避難路等の周知

中心市街地等で狭隘な道路が多い地区における避難については、複数の被害想定を立て、避難所への避難訓練を含む市民参加の防災訓練等を実施し、自主防災組織等と一体となり、迅速な避難行動がとれるよう日頃から市民に周知を図るなど啓発活動を行う。

(5) 避難所要員、誘導員の配置

「避難所運営職員等一覧表」に従って避難所等に避難所要員を配置するほか、久喜警察署と連携して道路の要所に誘導員を配置するなどの避難誘導の実施及び各避難所の収容状況を確認し、避難所へ誘導する等の体制づくりを今後検討する。

■資料-91 地域貢献型広告に関する協定書

5 避難所運営マニュアルの策定

「風水害対策編第2章第4節第8 5 避難所運営マニュアルの策定」を準用する。

6 ヘルプカードの配付

「風水害対策編第2章第4節第8 6 ヘルプカードの配付」を準用する。

第8 飲料水・食糧・生活必需品・資機材・医薬品・石油燃料の調達体制の整備
【安心安全課】【農政課】【健康増進課】【上下水道課】【経営課】

市民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等の物資、資機材等の備蓄及び調達など供給体制の整備を推進する。

物資、資機材等の備蓄は、次の点に留意して対策を図る。

(1) 想定される被害の規模

備蓄数量の目標値は、市内での被害が最大となる地震を対象に設定する必要がある。

「白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）」では、市内で最も被害が大きくなると想定される茨城・埼玉県境地震での被害を次のとおり想定している。

建物全壊・半壊数： 1,656 棟（市内の建物の約 7.5%）

避難者数： 1,144 人(1日後)

また、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制の整備が必要である。

(2) 地震発生時の人口分布と対策

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行う。

(3) 発災時間と備蓄品目との関係

地震発生の季節及び時間帯等の発生時期は、事前には特定できないため、想定される最悪のケースに対応できるように品目の選定に努める。

(4) 既存施設の活用

備蓄拠点として公共施設の活用に努める。

(5) 高齢者及び障がい者等への配慮

食糧及び生活必需品等の備蓄並びに調達品目については、高齢者及び障がい者等を十分に考慮して品目を積極的に補充する。

1 飲料水の調達体制の整備

【安心安全課】【上下水道課】【経営課】

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として市が行い、県はそれを補完する。

イ 応急給水の対象

応急給水活動の対象は、指定避難所等に設置された応急給水装置及び断水区域内に所在する病院等の医療機関とする。

ウ 1日当たり目標給水量

「白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）」で想定した茨城・埼玉県境地震による最大断水人口を想定し、被災後の時間経過に沿って、次の給水量を応急給水の目標とする。防災アセスメント調査によると、茨城・埼玉県境地震による断水人口は、1日後には36,943人となる。

【応急給水の目標給水量】

災害発生からの期間	目標給水量	給水量の根拠
災害発生から3日	3ℓ/人/日	生命維持に最低限必要な水量
災害発生から10日	20ℓ/人/日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から21日	100ℓ/人/日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から28日	250ℓ/人/日	ほぼ通常の生活に必要な水量

エ 品目

保存水、給水タンク、ポリタンク、給水袋等

オ 備蓄場所

- (ア) 高岩浄水場、岡泉浄水場、大山配水場
- (イ) 防災倉庫

【飲料水の貯水量】

配水場名	住 所	緊急遮断弁	貯水量
高岩浄水場	白岡市高岩 2211 番地	あり	4,375m ³ ×2基
岡泉浄水場	白岡市岡泉 1325 番地	なし	740m ³ ×2基 1,386m ³ ×1基
大山配水場	白岡市下大崎 1590 番地 1	なし	1,329m ³ ×1基

注) 貯水量は、常時平均貯水量を計上している。

(2) 応急給水資機材の備蓄計画の策定

断水世帯想定に基づき、応急給水資機材及び物品の備蓄数量、調達数量、調達先、輸送方法等の備蓄計画の策定を図る。

(3) 応急給水資機材の備蓄、更新

市は、給水拠点開設マニュアルの変更等により、応急給水資機材が不足する場合は、マニュアルに合わせた資機材の調達を行い、現有資機材については、適切な更新、メンテナンスに努める。また、不足する品目については、備蓄計画により、計画的な備蓄に努める。

(4) 応急給水資機材の調達体制の整備

市は、応急給水資機材の備蓄及び備蓄計画に基づき、日本水道協会埼玉県支部及びそ

の他当該資機材を有する機関等と十分協議し、協力体制の確立を図る。

(5) 耐震性貯水槽の整備

現在、当市には耐震性貯水槽による給水拠点の整備がされていないことから、浄、配水場を給水拠点としているが、浄、配水場施設には、重要な機械や設備、薬品などがあるため、安全確保や衛生管理などの観点から、耐震性貯水槽を整備し、浄、配水場以外への給水拠点の確保に努める。

(6) 車両一体型給水タンク車の配備

現在、車両一体型給水車（約2,000ℓ）を1台、車載用給水タンク2基（各1,000ℓ）を保有し、災害時の市内各所の避難所等の応急給水装置などへの供給する資器材はおおむね整っている。

今後も、災害時の効率的な供給体制を確立するため、必要人員（協力職員等）の確保に努めていく。

(7) 自己水の活用

県水の供給が断たれた場合を想定し、現在浄水場で取水している深井戸や付随する設備等の維持管理に努め、災害時の自己水の活用を図る。

2 食糧の調達体制の整備

【安心安全課】【農政課】

(1) 基本事項

ア 実施主体

市、及び市民が行う。県は、それを補完する。

イ 食糧給与対象者

災害時の食糧供給の対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

ウ 基本目標量

防災アセスメント調査において、市内で最も被害が大きくなると想定されている茨城・埼玉県境地震の1日後における避難人口の3日分に相当する量を目標として、県、市でそれぞれ備蓄するとともに、帰宅困難者用を市は1.5日分備蓄する。

なお、市民は、避難する際に食糧を持出すものとする。

【食糧備蓄目標量】

供給対象者	市の備蓄	県の備蓄	市民の備蓄
避難者	1.5日分	1.5日分	1週間分以上 (最低3日間)
災害救助従事者	3日分	1.5日分	なし

項目	避難者、帰宅困難者	災害救助従事者
供給対象者	3,359人 [※]	400人
供給対象者食数 (1人/1日)	3食	3食
備蓄目標数量	3,359人×3食×1.5日分 =15,116食	400人×3食×3日分 =3,600食

※避難者数(1,144人)＋帰宅困難者数(2,215人)

※避難者数は、「茨城・埼玉県境地震 冬18時強風」で想定される避難者である。

※帰宅困難者は、「東日本大震災当時における外出距離別の帰宅困難率」に基づき算出した。

エ 品目

食糧は、保存期間が長く、かつ、調理不要のもので、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに対応したのものとして、主に次の品目の中から適宜選定して

備蓄する。

- (ア) 主食品：アルファ米、レトルトがゆ、缶入りパン等
- (イ) 乳児食：乳児用ミルク、離乳食等
- (ウ) その他：保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等
- (エ) 高齢者及び障がい者等：アルファ米（おかゆ）、減塩食品等

オ 要配慮者への配慮

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態には、特別の配慮が必要であるため、食べやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食糧の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、アレルギー食品注意カードを避難所等で配布する。

カ 保育所における備蓄

保育所においては、保育する児童数に応じ、必要な飲料水、食糧及び生活必需品等を備蓄する。

キ 学校における備蓄

学校においては、必要な飲料水、食糧及び生活必需品等を備蓄する。

ク 備蓄場所

- (ア) 市役所
- (イ) 防災倉庫

(2) 食糧の備蓄計画の策定

市は、食糧の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食糧の備蓄計画を策定しておくものとし、避難者及び災害救助従事者を対象とする備蓄を行う。

(3) 食糧の調達計画の策定

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握のうえ、食糧の調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等、食糧の調達計画の策定に努める。

(4) 食糧の調達体制の整備

市は、食糧の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合、生活協同組合その他の販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結に努める。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

(5) 食糧の輸送体制の整備

市は、食糧の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄及び調達を行う食糧の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

(6) 食糧集積地の指定

市は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利で、かつ、管理が容易な施設（建築物）の中から市の集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県知事に報告する。

(7) 食糧の供給

災害時の被災者等に対する食糧の供給は、災害救助法の基準に従い市が実施する。

また、市は、炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておく。

3 生活必需品の調達体制の整備

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として、市（農政課、安心安全課）が行い、県は、それを補完する。

イ 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品の給（貸）与対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、かつ、物資の販売機構の混乱に

より、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

ウ 基本目標量

防災アセスメント調査における茨城・埼玉県境地震の被害想定に基づき、市と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上備蓄することを目標とする。

さらに、備蓄の目標を上回った分については、国や他県への応援要請等により確保する。

エ 品目

市民の基本的な生活を確保するうえで必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的影響を最小限にとどめるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

- (ア) 毛布、タオル (イ) 下着、靴下 (ウ) 簡易食器 (エ) 懐中電灯
- (オ) ラップフィルム (カ) おむつ（こども用、大人用） (キ) 生理用品
- (ク) 石鹸 (ケ) ウェットティッシュ
- (コ) 使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
- (サ) 更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
- (シ) マスク、防塵マスク、消毒液

オ 備蓄場所

- (ア) 市役所
- (イ) 防災倉庫

(2) 生活必需品の調達

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握のうえ、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の調達計画の策定に努める。

(3) 生活必需品の備蓄

市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握のうえ、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画の策定に努める。

(4) 生活必需品の調達体制の整備

市は、生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

(5) 生活必需品の輸送体制の整備

市は、生活必需品の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市は、備蓄及び調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

4 防災用資機材の調達体制の整備

【安心安全課】

資機材を用いて行う救助活動等は地震発生直後に行わなければならないため、即対応が可能な市が備蓄を行う。

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として、市が行い、県は、それを補完する。

イ 目標数量

茨城・埼玉県境地震の被害想定に基づき、市の必要数とする。

ウ 品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

- (ア) ろ水器、発動発電機

- (イ) 仮設トイレ

- (ウ) 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- (エ) 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）
- (オ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- (カ) 避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
- (キ) 投光機
- (ク) 炊飯器
- (ケ) テント
- (コ) ブルーシート
- (サ) 土のう袋
- (シ) 携帯電話用充電器

エ 備蓄場所

- (ア) 市役所（現業棟）
- (イ) 防災倉庫

(2) 資機材の備蓄計画の策定

市は、各避難所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握のうえ、資機材の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法その他の必要事項の備蓄計画の策定に努める。また、自主防災組織又は行政区単位での備蓄体制の整備を図る。

(3) 防災用資機材等の備蓄

市は、防災用資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災用資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスに努める。

(4) 調達体制の整備

市及び県は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の事業所、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した事業所、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

5 医薬品等の調達体制の整備 【安心安全課】【健康増進課】

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として、市が行い、県は、それを補完する。

イ 利用対象者

災害時の医療救護活動を行う市、県及び市、県が要請した機関とする。

ウ 品目

- (ア) 災害用医療資機材セット
- (イ) 消毒剤
- (ウ) 止血剤
- (エ) 各種疾患用剤等

エ 目標数量

備蓄数量は、「白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）」に基づく人的被害の数量を目安とする。

オ 備蓄場所

- (ア) 防災倉庫
- (イ) 市役所
- (ウ) 保健センター

(2) 医薬品等の備蓄及び調達計画の策定

市は、「白岡市防災アセスメント調査（令和5年3月）」に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で備蓄数量を把握し、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄及び調達計画の策定に努める。

(3) 医薬品等の備蓄

- ア 市は、医薬品等の備蓄及び調達計画に基づき、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄、更新及びメンテナンスに努める。
- イ 医薬品の品質の安全確保について管理責任者体制を明確にし、自主対策の推進を図る。

(4) 医療救護資機材及び医薬品の調達体制の整備

市は、医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療救護活動のための医薬品等の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

6 石油類燃料の調達・確保

市は、公用車や市役所、指定避難所等の重要な防災拠点施設に必要な石油類燃料の調達については、白岡給油所組合等との災害時優先供給に関する協定の締結に努め、これらの物資の緊急時における調達に万全を期する。

■資料-92 防災備蓄品一覧表

第9 帰宅困難者（帰宅抑制）対策

【安心安全課】【教育指導課】【生涯学習課】

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を県など関係機関と研究・協議し、実施する。

また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

1 帰宅困難者の概要

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者のうち、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」によれば、「関東平野北西縁断層帯地震」が夏12時に発生した場合、市における帰宅困難者は3,132人に上るものと算定されている。

また、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会の地震被害想定調査によれば、首都圏において最も切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」が昼12時に発生した場合に、埼玉県内で、県外からの通勤通学者等を含め、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。都内では、埼玉県からの通勤通学者等も含め、390万人の帰宅困難者が発生するとされている。

2 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

多くの市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

(2) 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

(3) 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

3 帰宅困難者（帰宅抑制）対策

(1) 市民への啓発

「むやみに移動を開始しない」を徹底するとともに、「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本に、次の点を実行するよう啓発する。

- ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路や沿道市町村の避難所などに関する各自による事前確認をしておく。
- イ 災害時には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則をもとに被災状況を確認して、勤務先での宿泊を含め無理のない帰宅計画を立案、実施する。
- ウ 徒歩帰宅の心得7カ条

「 留まる 」

- 1 連絡手段、事前に家族で話し合い
- 2 携帯も、ラジオも必ず予備電池

「 知る 」

- 3 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
- 4 災害時の味方、帰宅支援ステーション

「 帰る 」

- 5 職場には、小さなリュックとスニーカー
- 6 帰宅前には、状況確認
- 7 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

(2) 災害時伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法

災害時伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法について、PR活動を実施する。

(3) 一時滞在施設の確保

駅周辺に発生した滞留者を一時的に避難させるための施設として、公共施設（指定避難所）や民間施設（集客施設）を問わず幅広く確保する。また、駅周辺から一時滞在施設へ安全に誘導するため、久喜警察署の協力を得る。市及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

(4) 一時滞在施設での備蓄

一時滞在施設には、飲料水、食糧、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努める。

(5) 事業者等における対策

市内事業者は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等の安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員を一定期間とどめるために、飲料水、食糧等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

市内事業者は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、とどまった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう

努める。

(6) 学校における対策

学校は、発災時に児童・生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、児童・生徒の引取りが困難な場合を想定した災害時のマニュアルを作成する。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

(7) 帰宅困難者への情報提供

新たに駅前に大型ビジョンや緊急速報メール等の活用方法を検討する。

(8) 帰宅困難者支援のための応急的な連携

安全確保後に徒歩帰宅する帰宅困難者を沿道支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとする協定を締結している。市は、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

第10 遺体の埋・火葬

【市民課】

「風水害対策編第2章第4節第11 遺体の埋・火葬」を準用する。

第11 廃棄物処理対策

【環境課】【蓮田白岡衛生組合】

「風水害対策編第2章第4節第12 廃棄物処理対策」を準用する。

第12 防疫対策

【子育て支援課】【健康増進課】【環境課】

「風水害対策編第2章第4節第13 防疫対策」を準用する。

第13 応急住宅対策

【建築課】

「風水害対策編第2章第4節第14 応急住宅対策」を準用する。

第14 動物愛護

【環境課】

「風水害対策編第2章第4節第15 動物愛護」を準用する。

第15 文教対策

【教育総務課】【教育指導課】

「風水害対策編第2章第4節第16 文教対策」を準用する。

第16 要配慮者の安全対策

【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】

「風水害対策編第2章第4節第17 要配慮者の安全対策」を準用する。

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急対策の活動体制

市内に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市及び防災関係機関は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を県知事に要請するなど、災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

第1 活動体制及び配備基準

【全職員共通】

1 配備体制

市における震災応急対策に係る配備体制及び配備基準は、次のとおりである。

【配備体制及び配備基準】

配備体制	配備基準	活動内容
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度5弱の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表されたとき。 3 その他状況により副市長が必要と認めたとき。 	情報の収集伝達活動を強化するとともに、小規模な災害の発生に対処できる体制とする。
非常体制第1配備 (災害対策本部の設置)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度5強の地震が発生したとき。 2 埼玉県及び東京都で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 地震により市内の数地域で被害が発生したとき。 4 その他状況により市長が必要と認めたとき。 	災害対策本部を庁議室に設置し、局地災害に直ちに対処できる体制をとるとともに、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる体制とする。
非常体制第2配備 (災害対策本部の設置)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内及び隣接市町で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他状況により市長が必要と認めたとき。 	災害対策本部を庁議室に設置し、救助・救護活動を行い、災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。
市内で震度4の地震が発生したときは、通常の組織で情報収集や連絡活動が行える体制をとる。		

配備体制の決定権者及び決定権者の代理者は、次のとおりである。

【配備体制の決定権者及び代理者】

配備体制の決定権者		決定権者の代理者		
		第1順位	第2順位	第3順位
警戒体制	副市長	総務部長	安心安全課長	総務課長
非常体制第1配備	市長	副市長	教育長	総務部長
非常体制第2配備	市長	副市長	教育長	総務部長

2 体制の解除、本部の廃止及び移行

【体制の解除、本部の廃止及び移行】

配備体制	体制の解除、本部の廃止及び移行
警戒体制	副市長は、次の基準に達した場合、警戒体制を解除するとともに、警戒本部を廃止及び移行し、市長にこの旨を連絡する。 1 警戒体制の原因となった地震による被害が認められないとき。 2 警戒活動の必要性がなくなったとき。 3 二次災害の拡大により、警戒体制では対処しきれず、非常体制に移行する必要性が生じたとき。
非常体制第1配備	災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制第1配備を解除するとともに、災害対策本部を廃止及び移行する。 1 非常体制第1配備の原因となった地震による被害が認められないとき。 2 局地的な被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 3 二次災害の拡大により非常体制第1配備では対処しきれず、非常体制第2配備に移行する必要性が生じたとき。
非常体制第2配備	災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、非常体制第2配備を解除するとともに、災害対策本部を廃止及び移行する。 1 被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 2 災害発生のおそれなくなり、警戒体制に移行するとき。

■資料-14 災害に係る受付及び指令表

■資料-15 警戒体制非常体制配備計画書

第2 配備体制と職員の配置

【全職員共通】

応急対策に必要な人員を確保するため、次のとおり職員を配置する。

【配備体制】

部（部長）	班	班長	配備体制		
			警戒体制 (5弱)	非常体制 第1配備 (5強)	非常体制 第2配備 (6弱)
総務部 (総務部長)	安心安全班	安心安全課長	◎	◎	◎
	総務班	総務課長	○	●	◎
	税務班	税務課長		●	◎
	市民班	市民課長		●	◎
	出納班	会計課長		●	◎
	議会事務局班	議会事務局長		●	◎
経営企画部 (経営企画部長)	企画政策班	企画政策課長	○	●	◎
	財政班	財政課長	○	●	◎
		D X 推進課	○	●	◎
生活経済部 (生活経済部長)	地域振興班	地域振興課長		●	◎
	環境班	環境課長	○	●	◎
	商工班	商工観光課長		●	◎
	農政班	農政課長	○	●	◎
健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉班	福祉課長	○	●	◎
	高齢介護班	高齢介護課長	○	●	◎
	援護班	保険年金課長	○	●	◎
	子育て支援班	子育て支援課長	○	●	◎
	こども保育班	こども保育課長	○	●	◎
	保健衛生班	健康増進課長	○	●	◎
都市整備部 (都市整備部長)	資材班	街づくり課長	○	●	◎
	土木班	道路課長	◎	◎	◎
	建築班	建築課長	○	●	◎
上下水道部 (上下水道部長)	上下水道庶務班	経営課長	◎	◎	◎
	上下水道班	上下水道課長	◎	◎	◎
教育部 (教育部長)	教育総務班	教育総務課長	○	●	◎
	教育指導班	教育指導課長	○	●	◎
	社会教育班	生涯学習課長	○	●	◎

◎：全職員 ●：各班 1/3 以上（各班が定める）

○：当該災害に関係する職員又は災害対策本部長が必要と認める職員

第3 災害対策本部の設置

【全職員共通】

1 災害対策本部の設置

市長は、市内で震度5強以上の地震が発生し、若しくは埼玉県及び東京都で震度6弱以上の地震が発生したとき、その他状況により市長が必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

■資料-16 白岡市災害対策本部条例

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所庁議室に設置する。

なお庁舎が被災した場合は、市長の指示する代替施設に災害対策本部を設置する。

【災害対策本部代替施設リスト 震災時】

順位	施設名	所在地	代表電話
1	白岡市生涯学習施設 もれびの森	白岡市千駄野 432	92-1111
2	勤労者体育センター	白岡市新白岡 3丁目-200-2	93-2828

3 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときには、直ちに関係機関等に通知する。

【関係機関通知先リスト】

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県危機管理防災部災害対策課	県の防災行政用無線、電話、FAX	安心安全班（安心安全課）
国（消防庁）注）	防災関係機関の保有する無線、電話	安心安全班（安心安全課）
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）	電話、FAX	安心安全班（安心安全課）
久喜警察署	電話、FAX	安心安全班（安心安全課）
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、FAX	安心安全班（安心安全課）
議会	電話、FAX	議会事務局班（議会事務局）
報道機関	電話、FAX	企画政策班（企画政策課）
応援協定締結市町村等	電話、FAX	企画政策班（企画政策課）
市民	市の防災行政用無線、 市のホームページ	企画政策班（企画政策課）

注）国（消防庁）へは、県に連絡できない場合通知する。

■資料-3 防災関係機関連絡一覧

4 県への行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、以下の事項について県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

- (1) トップマネジメントが機能しているか
- (2) 人的体制は充足しているか
- (3) 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

第4 災害対策本部の運営

【全職員共通】

「風水害対策編第3章第1節第4災害対策本部の運営」を準用するほか、以下によるものとする。

1 勤務時間外及び休日における動員

(1) 勤務時間外の動員

ア 勤務場所への参集（あらかじめ定められている参集区分）

(ア) 震度5強以上の地震情報を入手した職員は、自主参集する。

(イ) 本部長、副本部長、本部員は、本部に自主参集する。

(ウ) 全職員は、テレビ、ラジオにより報道される地震情報を的確に判断し、家族の安否確認後、速やかに勤務場所に自主参集する。

イ 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、班長への連絡に努め、班長の指示に従う。

ウ 参集の報告

班長は、班員の参集状況を本部に報告する。

(2) 1次被害情報の把握

職員は、参集途中において収集した被害情報を把握し、班長に報告する。

(3) 被害情報の報告

班長は、参集途中に班員が収集した被害情報を「企画政策班」に報告する。

(4) 参集における注意事項

参集においては、次の点に留意する。

ア 家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。

イ 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装する。

ウ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。

エ 参集途中においては、被災者、救助活動の状況、道路、建築物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の被害情報を収集する。

オ 参集途中における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一とする。

カ 勤務場所への参集途中においての火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合は消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、被災者の救助を優先し、救助後にはできる限り迅速に参集する。

キ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、原則として徒歩、自転車、バイク等で参集する。

ク 自らの言動で市民に不安、誤解を与えない。

第2節 災害情報の収集伝達

大規模な地震が発生したとき、防災関係機関が緊密な連携の下、被害状況の把握及び応急対策等を実施するため、被災地における適切な広報活動を展開し、社会的混乱等の二次災害を防止することが必要である。

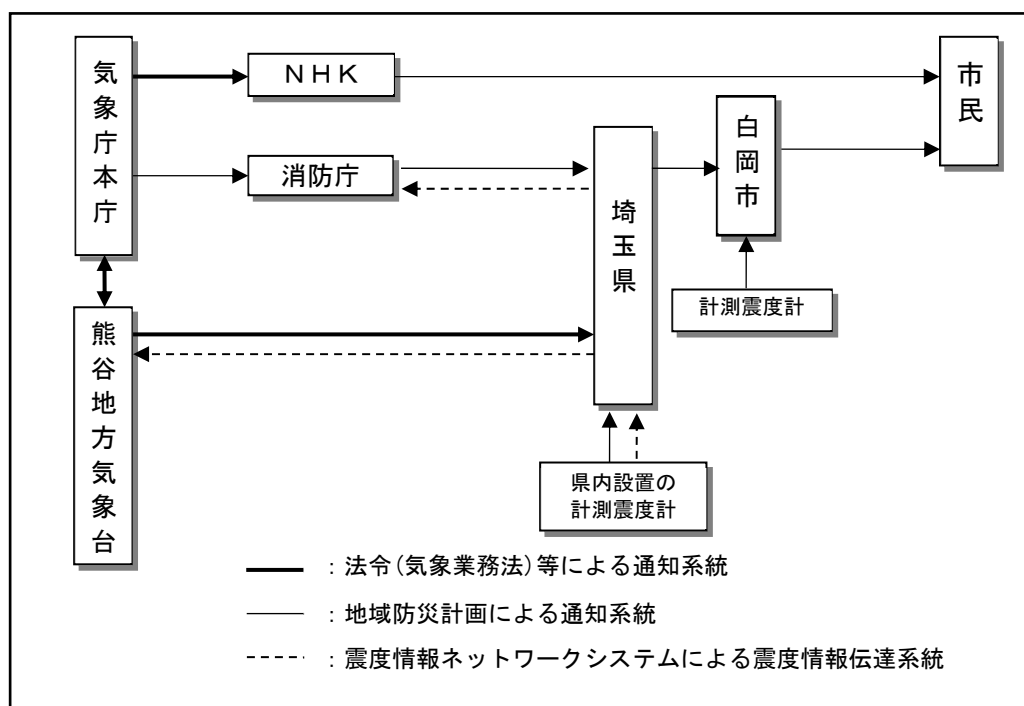
第1 情報の連絡体制 【企画政策班】【防災関係機関】

「風水害対策編第3章第5節第1情報の連絡体制」を準用する。

第2 地震情報の収集・伝達 【企画政策班】【防災関係機関】

1 地震情報の収集伝達系統

地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。



【地震情報の収集伝達系統図】

2 地震情報の収集伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は県の防災行政用無線により市に伝達する。

市は、地震情報を収集した場合、市の防災行政用無線や広報車等により直ちに市民等に伝達するとともに、必要な措置を講じる。

3 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県庁で集約された震度情報を、消防庁へ伝達するほか、専用回線を利用して熊谷地方気象台に伝達する。

また、市へは、県内で震度4以上の地震を観測した場合に市の防災行政用無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧を送信する。

4 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警戒システム（J-ALERT）経由による市防災行政用無線等を通して市民に伝達される。

市は、市民等への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政用無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。

第3 被害情報等の収集体制

【企画政策班】【各班】

市は、速やかに被害状況を取りまとめ、市が災害応急対策に関し、措置した事項及び今後の措置に関する事項と併せて、埼玉県災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

1 情報統括責任者の選任

市は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、統括及び報告に当たらせる。

なお、選任の結果を現地災害対策本部又は支部に充てられる埼玉県利根地域振興センターに報告する。

2 情報の収集

- (1) 市は、災害情報の収集に当たって、所轄の久喜警察署と緊密に連携する。
- (2) 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- (3) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- (4) 全壊、流出、半壊、死者及び負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。
- (5) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に関わらず、市域で行方不明となった者について、久喜警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- (6) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

■資料-93 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

3 情報の報告

市は、市内の被害状況等について、次により県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。

(1) 報告すべき災害

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

- イ 市又は県が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
 - オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
 - カ 地震が発生し、県内で震度4以上を観測したもの
 - キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるもの
- (2) 報告の種別
- ア 被害速報
 - (ア) 発生速報
埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。
なお、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、発生速報(様式第1号)により防災行政用無線やFAX等で報告する。
 - (イ) 経過速報
埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。
なお、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、経過速報(様式第2号)により防災行政用無線やFAX等で報告する。
 - イ 確定報告
被害状況調(様式第3号)により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

■資料-94 被害調査要領

■資料-95 確定報告記入要領

4 報告先

(1) 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、埼玉県危機管理防災部災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111 (直通)

防災行政用無線 (発信特番)-200-6-8111 (内線)

(2) 消防庁への報告

市が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する(災害対策基本法第53条第1項括弧書)。

また、本市域において震度5強以上の地震が発生した場合は、県だけでなく消防庁へも報告する。

【消防庁への報告先】

報告先	通信手段	番号	
平日（9:30～18:15） （消防庁応急対策室）	NTT 回線	電話	03-5253-7527
		FAX	03-5253-7537
	消防防災行政用無 線	電話	TN-90-49013
		FAX	TN-90-49033
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013
		FAX	TN-048-500-90-49033
上記以外 （消防庁宿直室）	NTT 回線	電話	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7553
	消防防災行政用無 線	電話	TN-90-49102
		FAX	TN-90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49102
		FAX	TN-048-500-90-49036

（注）TN は、回線選択番号を示す。

【電子メールによる報告の場合】

報告先の電子メールアドレス	●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を別途連絡済みの英字に変更
添付ファイルの形式	Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式
その他	電子メールの件名は、【埼玉県白岡市】及び災害名（又は事故種別）を含むものとする。 ・電子メールの本文へ火災・災害等の概要記載は不要。

第3節 広報広聴活動

被災した市民が適切な行動をとれるよう、正確かつ迅速な広報を実施する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談、情報提供の窓口を設置し、被災者や市民等の様々な相談に適切に対応する。

第1 市民への広報 【企画政策班】【各班】

「風水害対策編第3章第6節第1市民への広報」を準用する。

第2 帰宅困難者・要配慮者への広報 【企画政策班】【福祉班】【地域振興班】【高齢介護班】【県】

1 帰宅困難者への広報

帰宅困難者への広報は、次のとおり実施する。

【帰宅困難者への広報】

区分	実施主体	内容
東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	1 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 2 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 3 県ホームページ、SNS、県公式スマートフォンアプリ等による情報提供
埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	1 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 2 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 3 県ホームページ、SNS、県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 4 駅前の大型ビジョンによる情報提供 5 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起

2 要配慮者に対する広報

広報を実施するに当たっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障がい者に対してのFAXや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進する。

(1) 高齢者、障がい者への広報

- ア 文字放送テレビ、FAX、メール等による情報提供
- イ 自主防災組織との連携による情報提供
- ウ 手話通訳者の派遣による情報提供
- エ 民生委員、ホームヘルパー、ボランティアの活用による情報提供
- オ 視覚障がい者に対する音声による情報提供
- カ 高齢者、障がい者専用の相談窓口の設置

(2) 外国人への広報

- ア テレビ・ラジオ、インターネット等を活用した外国語による情報提供
- イ 語学ボランティアの活用による情報提供
- ウ 広報紙、情報誌等の発行による情報提供
- エ 外国人専用の相談窓口の設置

第3 被災者に対する広聴活動の実施【安心安全班】【企画政策班】【地域振興班】

生活の基本である住居や職を失ったり、家族や身内を失った悲しみ、地震で受けた衝撃や余震への恐怖、さらには生活再建への不安など被災者の多くは精神的にも大きな苦難と直面する。こうした被災者の抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じることで少しでも不安、悩みを解消し、被災者の生活再建と安定を支援する。

1 被災者に対する広聴の実施

「企画政策班」は、全般の応急対策の実施状況を把握し、他の防災関係機関と連携を図り、被災者の要望、苦情等の収集に努める。また、必要により県へ広聴活動の支援を要請する。

2 相談窓口の開設

「地域振興班」は、市内の公共施設や避難所に相談窓口を開設する。

「企画政策班」は、他の防災関係機関と連絡のうえ、市民からの問い合わせや要望を受け付けるとともに、相談内容や要望事項の整理を行い、「地域振興班」にそれらの内容を報告する。

3 安否情報の提供

安否情報は、同居の家族や市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な安否情報の提供を行う。なお、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

また、被災者のなかに、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

4 県ホームページの活用

災害時には、県ホームページ上に速やかに「埼玉県震災コーナー」が開設される。

市は、必要により「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

5 県の災害情報相談センターの活用

情報収集及び情報提供等、県の災害情報相談センターの業務に協力するとともに、その活用を図る。

6 震災相談連絡会議の設置

震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、県、

市町村及び関係団体による震災相談連絡会議が開催される。

震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

第4節 自衛隊災害派遣要請

市長は、災害の態様及びその規模から、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

第1 災害派遣要請の判断と連絡 【安心安全班】

「風水害対策編第3章第7節第1 災害派遣要請の判断と連絡」を準用する。

第2 災害派遣部隊の受入体制 【安心安全班】

「風水害対策編第3章第7節第2 災害派遣部隊の受入体制」を準用する。

第3 自衛隊の自主派遣

「風水害対策編第3章第7節第3 自衛隊の自主派遣」を準用する。

第4 災害派遣部隊の撤収要請 【安心安全班】

「風水害対策編第3章第7節第4 災害派遣部隊の撤収要請」を準用する。

第5 経費負担 【財政班】

「風水害対策編第3章第7節第5 経費負担」を準用する。

第5節 応援要請・要員確保

市の応急対応能力を超える大規模地震が発生したとき、近隣市町村及び県へ応援を要請する。また、災害応急対策を遂行するうえで不足する労働力については、必要な要員を確保する。

第1 応援要請

【安心安全班】【企画政策班】

「風水害対策編第3章第8節第1 応援要請」を準用する。

第2 相互応援協力

【安心安全班】

「風水害対策編第3章第8節第2 相互応援協力」を準用する。

第3 要員の確保

【安心安全班】

「風水害対策編第3章第8節第3 要員の確保」を準用する。

第6節 応援の受入

緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対して、国等から応援及びあっせんを円滑に受入れる。

また、大規模地震発生時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。さらに、地方公共団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を他機関との連携により円滑に受入れる。

第1 地方公共団体等からの応援受入

【安心安全班】

「風水害対策編第3章第9節第1 地方公共団体等からの応援受入」を準用する。

第2 ボランティアの応援受入

【安心安全班】【地域振興班】

「風水害対策編第3章第9節第2 ボランティアの応援受入」を準用する。

第3 市民、自主防災組織等の協力

【安心安全班】【地域振興班】

多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、市民、自主防災組織等が、市や県、防災関係機関と連携して、災害対策を円滑に進める。

1 市民の活動

市民は、災害が発生したときは、次の活動を行う。

- ア 適切な初期消火（消火器、バケツリレーによる消火など）
- イ 避難時前の電気ブレーカーとガス元栓の確認
- ウ 自主防災活動への参加、協力
- エ 市民共助による負傷者、要配慮者の救出・救助
- オ 避難所での自主的な活動、ゆずりあい
- カ 避難所運営への積極的な参加
- キ 避難所における要配慮者への支援
- ク 市、県及び防災関係機関が行う防災活動への協力

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、災害が発生したときは、活動マニュアルに基づいて次の活動を行う。

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出、救護の実施
- エ 集団避難の実施（特に、要配慮者の安全確保）
- オ 避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
- カ 要配慮者の避難誘導支援
- キ 避難所での運営協力（例 運営のルールづくり等）
- ク 災害対策本部の要請に基づく応急活動業務の協力
- ケ 防災関係機関の要請による応急活動業務の協力

3 事業所等の活動

事業所等は、発災が発生したときは、次の活動を行う。

- ア 正確な情報の把握及び伝達
- イ 出火防止措置、初期消火の実施
- ウ 従業員、利用者等の避難誘導
- エ 応急救助・救護
- オ ボランティア活動への支援
- カ 自主防災組織活動への協力
- キ BCP 発動による事業の継続

第7節 災害救助法の適用

被害の程度が災害救助法の基準を超える場合には、同法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

第1 災害救助法の適用手続

【福祉班】

「風水害対策編第3章第10節第1 災害救助法の適用手続」を準用する。

第2 災害救助法の適用

【福祉班】

「風水害対策編第3章第10節第2 災害救助法の適用」を準用する。

第8節 消防活動

地震に伴って発生する火災や危険物の漏えい等による二次災害を防止するため、消防署及び消防団の全機能をあげて消防活動に取り組む。

市民、自主防災組織、事業所は、出火防止に努めるとともに消防団と連携し、初期消火活動に取り組む。

第1 消防活動の基本方針

【消防署】

1 消防署による消防活動

(1) 情報収集

ア 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等から被害の状況を把握し、初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防署長は災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れないよう対処する。

(2) 同時多発火災への対応

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

オ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(3) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、搬送先を決定する。

2 消防団による消防活動

(1) 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火に当たる。

(2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防署と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防署による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら市民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防署による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防署と協力して行う。

第2 応援要請

【消防署】

1 他消防機関に対する応援要請手続

(1) 消防相互応援協定による応援要請

市長等は、市内の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 県知事への応援要請

市長等は、市内の消防力で十分な活動が困難である場合には、県知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

2 応援要請の内容

市長等は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県知事に要請する。要請は、緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (1) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）、応援要請の理由、災害種別及びその状況
- (2) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (4) 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- (5) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

3 緊急消防援助隊の受入

被災市町村が二つ以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部が県に設置される。被災市町村が一つの場合には、県知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織が設置される。

(1) 受入体制

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、資機材数、指揮者等の確認
- ウ 活動拠点の確保

(2) その他応援隊

円滑な受入を図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。

第3 危険物の安全措置

【消防署】

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者が当該危険物施設の実態に応じて、次の応急措置を講じるよう指導する。

- (1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
- (2) 危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の貯蔵・取扱施設、消火設備、付帯設備周辺の把握等の応急点検を実施する。
- (3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い引火防止に努める。
- (4) 災害発生時の応急活動
危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、状況に応じた初期消火、危険物の拡散防止措置を行う。
- (5) 防災関係機関への通報
災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等の防災関係機関に通報し、状況を報告する。
- (6) 従業員及び周辺市民に対する人命安全措置
災害発生事業所は、消防、警察等の防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺市民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第4 市民の活動

【市民】

市民は、次の活動を行う。

1 火気の遮断

ガス栓の閉止及び石油ストーブ、電気機器類等の火気遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

自宅及び近隣において火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、119番通報する。

3 通電火災の防止

避難時には、通電ショート等の二次的火災の発生防止のため、ブレーカーやガスの元栓を閉めるとともに確認を行う。

第5 自主防災組織の活動

【自主防災組織】

自主防災組織は、次の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のブレーカー、ガス栓の閉止等の火気遮断の呼びかけを行うとともに、一人暮らし世帯の火気遮断の点検及び確認を迅速に行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器等）を活用して初期消火を実施するとともに、消防機関に通報する。

3 要配慮者の避難支援

火災の延焼拡大の状況判断により、要配慮者を安全な場所に避難誘導する。

第6 事業所の活動

【事業所】

1 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火を実施するとともに、速やかに消防機関へ通報する。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 火災拡大防止措置

危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、立入禁止等必要な措置を講じる。

第9節 救急救助・医療救護

広域又は局地的に、救急救助及び医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助等の初動体制を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を実施する。

第1 救急救助対策 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】

災害による負傷者等に対して、迅速かつ適切な救急救助対策を行うために、次の計画を定める。

1 救急救助活動

救急救助活動は、消防署が中心となって当たるが、消防機関のみで対応しきれない場合は、警察署、「保健衛生班」がこれを援助する。

2 救急救助の実施方法

(1) 救急救助の対象者

災害救助法による災害にかかった者の救出の対象者は、次のとおりである。

なお、この場合の災害にかかった者とは、本人自身が生命の危険な状態に陥ったことを意味し、住家の被害程度には関係がない。

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救急救助活動

ア 救助活動は、救命処置を要する負傷者を最優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

イ 現場が多発する場合の対応

(ア) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(イ) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急救助活動を行う。

(ウ) 同時に小規模な救急救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急救助活動を行う。

ウ 傷病者に対する応急手当を実施し、傷病程度により収容先や搬送先等を決定するため、医師、看護師及び市職員により災害対策本部が指定する場所に医療救護所を設置する。

エ 医療救護所における医師、看護師等医療関係者が不足するときは、日本赤十字社埼玉県支部その他医療機関に応援を要請する。

オ 被害状況（負傷者数、程度等）を正確に把握するため、現場及び医療救護所以外の場所で取扱った救出活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容についてもすべて調査し、現場指揮者に報告する。

(3) 関係機関への応援要請

市の救助、救護体制で対処できない場合は、県に埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）を応援要請する。

埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）は、災害時に救助・救急活動等を行う消防機関、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉 DMAT、これら3隊が力を合わせて効果的な救助、救命活動を行う。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求する。

第2 医療救護活動 【子育て支援班】【保健衛生班】【消防署】【避難所運営職員】

医療機関の機能が停止又は不足若しくは混乱して、被災地の市民が医療の途を失うような状態になった場合には、市が、被災地の市民に医療又は助産等の処置を施し、被災者の保健の万全を図るために、次の事項を定める。

1 医療救護活動

(1) 医療及び助産対策の実施責任者

市は、必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護チームを編成し、出動する。また、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

災害の程度により、市の能力をもってしては十分でない認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、保健所長を通じて、県、地区医師会等に協力を要請する。

(2) 医療及び助産の対象者

災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にも関わらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

(3) 医療救護活動

「保健衛生班」は、地区医師会の協力を得て市内の医療機関及び保健所と緊密な連絡を取り、医療及び助産活動に万全を期す。

ア 医療救護所の設置

震災の規模や患者の発生状況により、医療救護所を保健福祉総合センター（はびすしらおか）、中央公民館、各学校及び市内の各病院等に設置し、被災者、消防機関等救助活動に従事する機関に周知する。

イ 医療救護活動

(ア) 医療救護活動は、原則として医療救護チームが医療救護所において行う。災害救助法による医療及び助産の対象者は、医療及び助産を必要とする状態にも関わらず、災害のため医療や助産の途を失った者である。

(イ) 医療救護チームの業務内容

- a 傷病者に対する応急処置
- b トリアージの実施
- c 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- d 軽症者に対する医療
- e カルテの作成
- f 医薬品等の補給、医療救護チーム等の派遣要請
- g 助産救護
- h 死亡の確認
- i 遺体の検案への協力(必要に応じて実施)

ウ 埼玉DMAT（「Disaster Medical Assistance Team」災害派遣医療チーム）

災害の超急性期（災害発生からおおむね48時間以内）に活動できる機動性と専門的な訓練を受けた「災害派遣医療チーム」が設置されている。

出動要請は、原則として県知事が行うこととなっているが、急性期に対応可能なDMATの機動性が損なわれないように、状況に応じて消防本部の長が直接、指定病院の長に出動の要請を行うことができる。

利根保健医療圏では、4病院が埼玉 DMAT 指定病院に指定されている。

エ 後方医療機関における救護活動

医療救護所で手当を受けた傷病者のうち、医療機関による医療が必要な重傷者等については、県（保健医療部長）が定めた後方医療機関において、入院医療等の救護を実施する。

オ 医療救護活動の原則

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。

また、診療不能な医療機関については、医療救護チームを編成し、あらかじめ定められた医療救護所等で医療救護活動を行う。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護チームを派遣する。

カ 帳簿等の準備

本計画により出動した医療救護チーム等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出する。

キ 医療器具、医薬品等の調達

医療及び救護活動に必要な医療器具や医薬品等は、備蓄品としての災害用医療資機材セットのほかは、「保健衛生班」が医薬品卸業者等から調達する。医師会で保有する医薬品の供給も受ける。医薬品の搬送は、「保健衛生班」が行う。

(4) 傷病者搬送

ア 傷病者搬送の判定

医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

イ 傷病者搬送の要請

医療救護チーム又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、市、県、その他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

(ア) 傷病者搬送の申請を受けた県、市及びその他の関係機関は、搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認のうえ、搬送する。搬送順位は、医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、あらかじめ定めておき、災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(イ) 搬送は消防署に要請するほか、各応急救護所に「保健衛生班」の車両を搬送用の車両として配置する。「保健衛生班」の車両で不足が生じた場合には、「総務班」に配車の手配を要請する。

(ウ) 医療救護チームは、保有している自動車を使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。

(5) 助産救護活動

助産救護チームを医療救護チームの編成に準じ編成する。

2 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して県知事による医療・助産救援活動の実施を待つことができず、市が医療・助産救援活動に着手したときに要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

第3 保健衛生

【子育て支援班】【保健衛生班】

「風水害対策編第3章第11節第3保健衛生」を準用する。

第10節 水防対策

市は、地震の発生に伴う、河川施設の損壊による浸水被害を防止するための応急対策を実施する。

第1 水防活動 【農政班】【資材班】【土木班】【建築班】【上下水道班】 【上下水道庶務班】【消防団】

1 監視・警戒活動

市長（水防管理者）は、出動命令を出した時から水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合は直ちに、杉戸県土整備事務所長に報告する。

2 水門等の操作

水門等の管理者は、地震を観測した場合、直ちに門扉を開閉できるよう体制を整え、必要に応じて適正な開閉を行う。

3 資機材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

第2 応急復旧活動 【農政班】【土木班】【上下水道班】【上下水道庶務班】

地震により河川施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急復旧を行う。

1 堤防及び護岸の破壊等

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

2 内水の排除

水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

第11節 避難支援

危険区域にいる市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難所に収容して、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

避難に際しては、市民に対して避難指示を行う。避難は、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先し、避難所への誘導は、市職員、警察官及び消防職員、市民、自主防災組織、行政区等が協力して行う。避難所の運営は、自主防災組織等や「避難所運営職員」により組織される「避難所運営委員会」が中心となり、地域団体や避難住民等の協力を得ながら行う。

第1 避難指示の発令

【安心安全班】【消防署】【久喜警察署】

1 実施責任者

避難指示は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市民に危険が切迫し、市民を緊急に避難させる必要が生じたときに、原則として市長が実施するものである。

なお、避難指示の実施者については、関係法規等に基づき次のように定められている。

【避難指示の実施責任者】

実施責任者	避難指示を行う要件等	根拠法令
市長 (県知事※)	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第60条
県知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難の指示を実施。	水防法第29条
警察官	・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94の3

※市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合

2 警戒区域の設定

市長は、地震災害に伴う火災の延焼が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域（立入制限、立入禁止、退去命令）を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び市民に、その内容を周知する。

3 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。

【警戒区域の設定権者】

状 況	措 置	設定権者	対 象 者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	ア 立入制限 イ 立入禁止 ウ 退去命令	ア 市長 イ 警察官 ^(注1) ウ 自衛官 ^(注3) エ 県知事 ^(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）	ア 立入禁止 イ 立入制限 ウ 退去命令	ア 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 イ 警察官 ^(注2)	水防関係者以外の者
火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	ア 退去命令 イ 出入りの禁止 ウ 出入りの制限	ア 消防吏員又は消防団員 イ 警察官 ^(注2)	命令で定める以外の者
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	退去命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

- 注1 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- 注2 アに属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- 注3 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、ア及びイがその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- 注4 県知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。

4 避難対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等、警戒区域にいるすべての者を指す。

5 避難指示等の伝達方法

市長は、収集した被害情報等に基づき、必要に応じて避難指示、警戒区域の設定を行う。避難指示、警戒区域の設定を行う場合は、防災行政用無線（固定系）、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な住民への伝達に努める。

【避難指示、警戒区域の設定について】

区分	内容
避難指示—	災害対策基本法第60条に基づく避難の「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を立退かせるものである。
警戒区域の設定	災害対策基本法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずるものである。

6 避難指示の伝達系統

「風水害対策編第3章第12節第2 5 避難情報の伝達系統」を準用する。

7 関係機関相互の通知及び連絡

「風水害対策編第3章第12節第2 6 関係機関相互の通知及び連絡」を準用する。

第2 避難誘導 **【安心安全班】【土木班】【消防団】**

「風水害対策編第3章第12節第4 避難誘導」を準用する。

第3 避難所の開設 **【避難所運営職員】**

「風水害対策編第3章第12節第5 避難所の開設」を準用する。

【指定避難所等一覧表】

○…使用可能 △…洪水時2階以上使用可能

番号	施設名	指定緊急避難場所				指定避難所	防災倉庫	所在地
		地震	洪水					
			利根川	小山川	荒川			
1	篠津小学校	○	△	○	△	○	○	白岡市篠津 2644
2	篠津中学校	○	△	○	△	○	○	白岡市篠津 2617
3	菁莪小学校	○	△	○	△	○	○	白岡市上野田 101-1
4	菁莪中学校	○	○	○	○	○	○	白岡市下野田 927
5	大山小学校	○	△	△	△	○	○	白岡市荒井新田 339
6	南小学校	○	△	○	△	○	○	白岡市小久喜 524-1
7	南中学校	○	△	○	△	○	○	白岡市千駄野 356-1
8	西小学校	○	△	△	△	○	○	白岡市西 6 丁目 3-1
9	中央公民館	○	△	○	△	○	○	白岡市小久喜 1227-1
10	白岡市役所篠津分館	○	○	○	○	○	○	白岡市篠津 502-3
11	老人福祉センター	○	—	○	—	○	○	白岡市高岩 2177
12	コミュニティセンター 西児童館	○	△	△	○	○	—	白岡市白岡 857-6
13	八幡公園	○	○	○	○	—	○	白岡市白岡 858-1
14	高岩公園	○	—	—	—	—	○	白岡市新白岡 3 丁目 43
15	勤労者体育センター	○	—	○	—	○	—	白岡市新白岡 3 丁目 200-2
16	白岡中学校	○	△	○	△	○	○	白岡市白岡 1647-1
17	白岡東小学校	○	△	○	○	○	○	白岡市新白岡 2 丁目 28-1
18	総合運動公園	○	—	—	—	—	—	白岡市千駄野 345
19	県立白岡高等学校	○	△	○	△	○	—	白岡市高岩 275-1

【避難所以外の支援避難所一覧表】

	名 称	所 在 地	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)
1	岡泉行政区集会所	白岡市岡泉 1121-3	122.81	315.05
2	実ケ谷自治会館	白岡市実ケ谷 478	93.33	629.00
3	千駄野自治会館	白岡市千駄野 814-1	94.05	165.28
4	小久喜区民会館	白岡市小久喜 21-1	151.31	1,473.71
5	沖山区民会館	白岡市小久喜 524-1	104.49	644.00
6	上野田公会堂	白岡市上野田 533-1	161.70	281.00
7	宮山コミュニティ会館	白岡市上野田 529-4	142.44	423.02
8	下野田集会所	白岡市下野田 941-49	156.30	461.00
9	爪田ケ谷集会所	白岡市爪田ケ谷 585-2	85.95	413.00
10	太田新井集会所	白岡市太田新井 1162-1	112.20	166.26
11	太田新井海老島団地集会所	白岡市太田新井 1371-8	92.95	132.00
12	彦兵衛第1区集会所	白岡市彦兵衛 88-1	121.07	598.00
13	東伸自治会館	白岡市太田新井 443-2	98.34	330.00
14	神山自治会館(2階建)	白岡市篠津 1946-2	125.62	107.86
15	神山西集会所	白岡市西 8丁目 18-3	98.50	400.00
16	篠津宿集会所	白岡市篠津 1798-1	95.86	2,915.00
17	篠津横宿区集会所	白岡市篠津 1834-1	113.44	763.00
18	篠津横宿西集会所	白岡市西 10丁目 10-20	104.57	629.00
19	上宿会館(2階建)	白岡市篠津 3074-1	103.56	169.80
20	馬立集会所	白岡市篠津 5081-1	122.10	804.00
21	野牛集会所	白岡市野牛 652-1	105.78	929.00
22	高岩参集所	白岡市高岩 1616-1	171.62	194.18
23	アメニティセンタープラザ	白岡市新白岡 2丁目 17-14	167.14	400.17
24	アメニティサウスプラザ	白岡市新白岡 3丁目 12-16	168.93	400.23
25	西北集会所	白岡市西 5丁目 1-1	100.95	542.53
26	新田集会所	白岡市白岡 1059-1	80.00	247.00
27	西の南区民会館	白岡市西 2丁目 7-6	97.71	406.00
28	消防会館	白岡市白岡 1487-6	92.60	98.53
29	柴山集会所	白岡市柴山 1021-2	119.25	375.47
30	大山農村センター	白岡市下大崎 1341-1	190.46	1,243.53
31	荒井新田区集会所	白岡市荒井新田 549-1	71.21	437.34
32	ノースプラザ	白岡市新白岡 1-19-4	199.94	372.21
33	白岡1東あずま館	白岡市東 10-9, 10	101.01	481.07

【福祉避難所一覧表】

	名 称	所 在 地	避難対象者
1	保健福祉総合センター (はびすしらおか)	白岡市千駄野 445	要配慮者の二次的な避難所として使用
2	ありの実館	白岡市白岡 805-2	
3	東ありの実館	白岡市爪田ケ谷 52-3	
4	介護予防事業拠点施設 (いきいきさぼーと)	白岡市高岩 2177-1	

第4 避難所の運営

【避難所運営職員】

「風水害対策編第3章第12節第6 避難所の運営」を準用する。

第12節 交通規制

交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第1 埼玉県警察による交通規制

【久喜警察署】

「風水害対策編第3章第13節第1埼玉県警察による交通規制」を準用する。

第2 道路管理者による交通規制

【各道路管理者】

「風水害対策編第3章第13節第2道路管理者による交通規制」を準用する。

第13節 緊急輸送

被災者を避難させるための輸送及び救助の実施に必要な人員と救助物資の輸送に万全を期さなければならない。輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両及び施設に関して次の事項を定めて実行する。

また、応急対策において、人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送車両の確保やその確認等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

第1 緊急通行車両による輸送

【財政班】【土木班】

「風水害対策編第3章第15節第1 緊急通行車両による輸送」を準用する。

第2 ヘリコプターによる輸送

【安心安全班】

「風水害対策編第3章第15節第2 ヘリコプターによる輸送」を準用する。

第14節 飲料水・食糧・生活必需品の供給

生活に必要な物資が被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に必要である飲料水、食糧及び生活必需品の確保に努め、市民の生活の安定を図る。

第1 飲料水の供給 【上下水道班】【上下水道庶務班】

「風水害対策編第3章第16節第1飲料水の供給」を準用する。

第2 食糧の供給 【財政班】【農政班】【子育て支援班】【こども保育班】【援護班】

「風水害対策編第3章第16節第2食糧の供給」を準用する。

第3 生活必需品の供給 【財政班】【商工班】【子育て支援班】【こども保育班】

「風水害対策編第3章第16節第3生活必需品の供給」を準用する。

第4 救援物資の供給 【財政班】【農政班】

「風水害対策編第3章第16節第4救援物資の供給」を準用する。

第15節 帰宅困難者対策

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、首都圏で大規模な地震が発生したとき、多くの人々が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第1 帰宅困難者への情報提供 【企画政策班】【安心安全班】【社会教育班】

1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

【帰宅困難者に伝える情報の種類・内容例】

種類	内容
被害状況に関する情報	震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等
鉄道等の公共交通機関に関する情報	路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等
帰宅に当たって注意すべき情報	通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等
支援情報	帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等

【帰宅困難者への情報提供例】

実施機関	項目	対策内容
埼玉県	情報の提供、広報	1 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 2 ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 3 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
白岡市	誘導	1 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 2 ホームページ、メール、防災行政用無線等による情報提供 3 自動販売機などデジタルサイネージを活用した情報提供 4 緊急速報メールによる情報提供 5 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
鉄道機関	情報の提供、広報	鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	1 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言版（web171）のサービス提供 2 特設公衆電話の設置等
各携帯事業者	安否確認手段の提供	災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

第2 一時滞在施設の確保 【安心安全班】【社会教育班】【久喜警察署】

1 主要駅周辺における一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機する場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、久喜警察署の協力を得る。

(1) 一時滞在施設の運営の流れ

ア 建物の被害状況の把握や施設の安全性の確認

イ 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定

ウ 施設利用案内等の掲示

エ 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保

オ 市等へ一時滞在施設の開設報告

※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

(2) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食糧等を提供する。

市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設管理者は、市から提供された情報などを受入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらうことも有用である。

(3) 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後おおむね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応をはじめたこと等が、一つの判断材料となる。

一時滞在施設管理者は、閉鎖に当たっては市と調整をする。

管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

2 新幹線が停止した場合の対応

地震の発生により、県内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、JR東日本は埼玉県災害対策本部、沿線市町村と連携し、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受入れる。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、久喜警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食糧等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。

3 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において飲料水、食糧等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

第3 帰宅支援

【県】【事業者】

1 帰宅の支援

県は、近隣都県や関係事業者と連携・協力し、避難行動要支援者を中心とした代替輸送を実施するとしている。市が代替輸送の発着所となる際には、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当する。

また、市は必要に応じ、発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。徒歩帰宅者を支援するため、災害時帰宅ステーションは、協定に基づく支援を実施する。

また、沿道の市民や企業等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するよう努める。

【帰宅への支援】

実施機関	項目	対策内容
県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリナー、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド株式会社	沿道照明の確保	帰宅経路となる幹線道路への照明用電力の供給

2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所の提供が必要となる。

地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第4 代替輸送の提供

【安心安全班】

バス事業者との連携により、バス輸送を行う。

第16節 遺体の取扱

市は、県の支援を得ながら、災害により死亡又は死亡していると推定される者の捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、人心の安定を図る。大規模地震が発生したとき、多数の死亡者、行方不明者が発生することが予想され、これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

第1 遺体の捜索 【消防署】【久喜警察署】

「風水害対策編第3章第17節第1遺体の捜索」を準用する。

第2 遺体の処理 【環境班】【久喜警察署】

「風水害対策編第3章第17節第2遺体の処理」を準用する。

第3 遺体の埋・火葬 【市民班】

「風水害対策編第3章第17節第3遺体の埋・火葬」を準用する。

第17節 環境衛生

災害時には、住家の損壊等により大量の廃棄物が排出され、また、上下水道の損壊や処理機能の低下等のため処理できない廃棄物が大量に発生することが考えられる。市は、災害時に発生するがれき等の災害廃棄物や避難所で発生する生活ごみ等の処理方法を示した「白岡市災害廃棄物処理計画」を策定した。災害廃棄物等の処理については、この計画に基づき進めるものとする。

また、災害時の感染症予防のための防疫活動や食品衛生維持のための保健衛生活動を行うとともに、災害に伴う逸失動物の保護や避難所でのペット対策等についても配慮し、災害時であっても可能な限り生活環境の維持を図るものとする。

第1 廃棄物処理 【環境班】

「風水害対策編第3章第18節第1 廃棄物処理」を準用する。

第2 防疫活動 【環境班】【子育て支援班】【保健衛生班】

「風水害対策編第3章第18節第2 防疫活動」を準用する。

第3 保健衛生対策 【子育て支援班】【保健衛生班】

「風水害対策編第3章第18節第3 保健衛生対策」を準用する。

第4 動物愛護 【環境班】

「風水害対策編第3章第18節第4 動物愛護」を準用する。

第18節 公共施設等の応急対策

応急対策上重要な公共施設をはじめ、道路、鉄道等の交通施設、上下水道、電力、ガス、電信電話等のライフライン施設、河川その他の土木構造物は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、これらの施設については、相互の連携を図り迅速な応急対策に努める。

第1 施設管理者への応急対策の指導 【各施設の所管課】

市は、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように次の措置を指導する。

- (1) 避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 災害時における混乱の防止措置を講じる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 市の公共施設が共通してとるべき措置 【各施設の所管課】【建築班】

1 利用者の安全確保

利用者の安全を確保するため、避難の際の庁舎及び施設管理責任者は、階段等避難施設を利用して安全な場所に誘導する。

また、エレベーターの閉じ込めやトイレ等の利用者の安全についても確認し、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。

2 館内設備等の点検

館内設備については、施設管理者又は各設備の管理者が、点検を行い、必要な措置を講じる。

- (1) 通信設備及び放送設備の点検
通信設備及び放送設備の点検を直ちに実施する。
- (2) 機械設備及び電気設備の点検
機械設備及び電気設備の点検を直ちに実施し、設備担当者は、各々の箇所の配置に付く。稼働可能な状況であっても、当面次の設備は使用を停止する。
 - ア 冷暖房
 - イ その他必要以外の電気、機械の運転
- (3) ガス器具等の点検
ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講じる。
- (4) その他の設備
その他管理上、注意を要する施設・設備については、その固有の特性、機能について必要な点検措置をあらかじめ定めておく。

3 応急危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって市が判定する。

- (1) 市及び防災関係機関が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二

次災害の防止と建築物の地震後での使用の可能性について判断を行う。

- (2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が足りない場合には、県に派遣を依頼する。

4 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建築物の耐震性能の劣化度を調査・判定するもので、建築物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料とする。

市は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、県内の建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

5 応急措置

被災した建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

第3 社会福祉施設の応急対策

【福祉班】

高齢者、障がい者等の社会的にハンディキャップを持った人たちは、独力で自身の安全を確保することが極めて困難である。

これらの人達が利用する社会福祉施設等においては、安全の確保を図るため、施設関係者は平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には自主的な災害活動を実施し、応急措置等を行う。

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第4 ライフライン施設

【事業者】

ライフライン施設の応急対策は、次の手順により各事業者が実施する。

施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧に当たっては、関係機関と調整して各事業者が実施する。

また、市、県及びライフライン事業者等は、必要に応じて、被災地域のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

1 電気施設応急対策

【東京電力パワーグリッド(株)春日部支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

(1) 応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるように次により人員の動員や連絡の徹底を図る。

ア 非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

- イ 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。
- (2) 災害時における広報宣伝
- ア 感電事故及び漏電による出火を防止するため、次の事項を十分広報する。
- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - (イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。
 - (ウ) 断線垂下している電線には絶対触らないこと。
 - (エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないことまた、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
 - (オ) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
 - (カ) 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
 - (キ) 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
 - (ク) その他事故防止のため留意すべき事項。
- イ 災害時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。
- ウ 上記については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。
- なお、この伝達経路は次のとおりとする。
- 感電事故防止周知：各現業機関 → PR車 → 直接一般公衆に周知する
復旧周知：非常災害対策支店本部 → 県災害対策本部
- (3) 災害時における危険予防措置
- 電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。
- (4) 復旧
- ア 被害状況の早期把握
- 全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大きく影響を及ぼすため、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。
- イ 災害時における復旧資材の確保
- (ア) 調達
- 非常災害対策本（支）部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。
- a 請負工事会社保管在庫の相互流用
 - b 本（支）部相互の流用
 - c 支店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）
- (イ) 輸送
- 非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。
- なお、道路被害状況（橋りょう損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。
- (ウ) 復旧資材置場の確保
- 災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ、自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。
- ウ 復旧順位
- 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に関わる箇所、復旧対策の中核と

なる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

■資料-96 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

2 ガス施設の応急対策

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(1) 県

ア 高圧ガス製造施設応急対策（地震発生直後）

県は、地震等による災害が発生した直後は、各事業所において高圧ガス製造施設のガス種別に次に掲げる措置を講じるよう指導する。

- (ア) 高圧ガスの漏えい又は爆発等のおそれがあるガス事業所の配管の各種弁等の緊急停止及び応急点検を行い、出火防止の措置を行う。
- (イ) 災害発生時には、その状況に応じ、市民及びガス事業者従業員に対し、災害の状況及びガスの種類に応じた避難誘導を行うとともに、毒性ガスの場合にあつては風向を考慮して人命の安全を図る。また、消防、警察その他関係機関との連絡を密に行い、その任務を明確にする。
- (ウ) 漏えいガスが着火した場合は、その状況を的確に把握し、消防機関への通報及び延焼防止の初期消火活動を行う。

対策主体：高圧ガスを扱う関係事業所の管理者、保安統括者、保安技術管理者及び製造保安責任者等

イ 高圧ガス災害対策（地震発生後）

高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、消防、警察、防災事業所その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。

- (ア) 県は、高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生し、必要と判断したときは、埼玉県高圧ガス地域防災協議会に対して必要な情報の提供を行い、応急措置及び災害拡大防止措置等の防災活動への協力を要請する。
- (イ) 上記の協力要請を受けたときは、当協議会が定める防災事業所の防災応援要員は、消防、警察その他関係機関と協力して高圧ガスによる事故及び災害の応急措置及び被害拡大防止措置等を講じる。
- (ウ) 上記の応急措置を講じたときは、高圧ガスに係る事故災害の概要及び応急措置の内容等について県へ報告する。

対策主体：埼玉県高圧ガス地域防災協議会

さいたま市浦和区高砂3-4-9太陽生命ビル

TEL 048-833-1878

(2) ガス事業者

【都市ガス事業者】

ア 災害応急対策

(ア) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- a 災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
- b 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- c その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

(イ) 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

(ウ) 広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

(エ) 対策要員の確保

(オ) 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）

(カ) 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）

(キ) 地震発生時の供給停止

(ク) 応急工事

(ケ) その他必要な対策

イ ガス施設復旧対策

(ア) 復旧計画の策定

救急病院、ごみ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。

(イ) 復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

ウ 復旧活動資機材の確保

(ア) 調達

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により速やかに確保する。

a 取引先・メーカー等からの調達

b 被災していない他地域からの流用

c 他ガス事業者等からの融通

(イ) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

■資料-97 都市ガス事業者一覧

(3) LP ガス

【(一社)埼玉県LPガス協会】

災害の発生によって、LP ガスの供給、LP ガス充てん器の一時的な麻痺状態のおそれがあるので、被災者に速やかにLP ガス及び燃焼器具の供給ができるよう平時から備蓄を指導するほか、緊急に調達して燃焼器具の確保に万全を期すよう指導する。

ア 被災者に対するLP ガスの供給は、主として避難所を対象に調達できるよう業界を指導する。

イ 家庭用のガス燃焼器具は、ガスの種類によって異なるが、LP ガスの燃焼器具の供給は、主として避難所を対象に調達できるよう業界を指導する。

■資料-98 プロパンガス業者一覧表

■資料-99 災害時におけるLP ガス等の優先供給に関する協定書

3 電気通信設備の災害対策

【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に被害が生じるおそれのあるとき又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図

るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

(イ) 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講じる。

(ア) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講じる。

(イ) 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。

(ウ) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

(ウ) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 災害時の広報

(ア) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

(イ) 通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(ウ) テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及び市ホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

(エ) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

ア 復旧要員計画

(ア) 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講じる。

(イ) 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じる。

イ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

ウ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

エ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、措置を講じる。

オ 復旧工事

応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

■資料-100 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

4 鉄道施設の応急対策 【東日本旅客鉄道(株)(大宮支社)】

(1) 計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携の下に、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

(2) 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

(3) 運転規制

ア 地震発生時の運転取扱は、次のとおりである。

(ア) 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。

(イ) 6カイン以上12カイン未満の場合は、25km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。

(ウ) 6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

注) カイン (Kine) は、速度の単位。1カイン=1cm/秒

イ 列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

(ア) 迂回又は折り返し運転

(イ) バス代行又は徒歩連絡

(ウ) 臨時列車の特発

(4) 大規模地震(震度6弱以上)が発生したときの対応

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、各地区センター及び各駅箇所直ちに対策本部を設置する。

イ 各地区センター(埼玉県では大宮、浦和)は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告する。

ウ 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

5 上下水道施設の応急対策 【上下水道班】【上下水道庶務班】

災害時の上水道及び下水道のライフラインの復旧が長期に及ぶと、市民は衛生管理面から日常生活に支障を来すことから、速やかに上下水道施設が機能するよう応急対策に努める。

(1) 被害状況の調査と応急復旧計画

ア 「上下水道班」は、各関連施設の被害状況を調査し、その実態を把握したうえで、作業の難易度及び復旧資材の調達等状況を考慮し、緊急度に応じて復旧計画を定める。

イ 被害状況調査によって復旧資材の所要量を把握し、備蓄資材で不足する分は、手配、発注する。

(2) 上水道施設の応急対策

ア 復旧は、取水施設、浄水施設及び配水池を起点とする配水幹線を最優先させる。

イ 医療機関等の重要施設への配水管については、3日以内を目標に復旧作業に当たる。

ウ 配水池の漏水がある場合は、可能な限り配水を停止することがないよう復旧作業に当たる。

エ 浄水処理のための薬品は、各浄水場とも、災害に備え、貯蔵量の確保に努める。

(3) 下水道施設の応急対策

ア 下水道等に被害が生じた場合は、汚水や雨水の流れに支障のないように応急措置を講じる。

イ 市長は、白岡市建設業協会加盟業者及び白岡市指定排水工事店の協力を得る必要が

あると認めるときは、工事店の出動を要請し、排水整備の応急処置を講じる。

- ウ 停電又は電線切断等のためにポンプ場や処理場の機能が停止した場合、自家発電装置を稼働させて、排水不能事態が起こらないようにする。

■資料-101 白岡市管工事業協同組合員名簿

■資料-102 白岡市指定給水装置工事事業者一覧表

■資料-53 災害時における水道施設の応急活動の応援に関する協定書

■資料-103 白岡市指定排水設備工事店一覧表

第5 道路・橋りょうの応急対策

【土木班】【道路事業者】

1 東日本高速道路(株)

(1) 災害時の体制

高速道路等に地震による非常かつ重大な災害発生時には、非常体制をとり、関東支社及び管理事務所に災害対策本部を設置する。

災害本部等の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。

(2) 地震発生時の震災点検措置

地震発生時には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため速やかに震災点検を実施する。

(3) 地震発生時の交通規制

地震発生時には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じ、埼玉県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施し、避難措置等の情報を標識、情報板及びパトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者に提供する。

(4) 応急復旧工事

地震により、高速道路等で被害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から、応急復旧に努める。

2 県

避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、県は、所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については、所轄警察署長に通報するとともに交通止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置する。

3 市

行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか、県の措置に準じて措置する。

第6 その他施設の応急対策

【事業者】

1 医療救護活動施設

- (1) 施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を

最重点に対応する。

- (2) 施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

2 不特定多数の人が利用する施設

- (1) 施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- (2) 施設管理者は、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

3 畜産施設等

市長は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

4 動物園施設の応急対策

- (1) 入園者の避難誘導に当たっては、パニックを防止し、あらかじめ定める避難所に誘導し安全確保に万全を期する。
- (2) 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちに破損箇所を修理する等の応急措置を行う。
- (3) 動物の脱出等の事態が発生した場合は、あらかじめ定められた計画に基づき処理する。
- (4) 被災後直ちに被害状況を把握し、復旧を行う。特に、動物の脱出により人命に危害を及ぼすおそれがある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

第19節 応急住宅対策

住宅の倒壊、焼失等の被害により、住宅を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保する。また、災害により、大規模半壊、半焼、半壊又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第1 住宅及び宅地の被害

【建築班】

市は、被災した建築物の倒壊や宅地の崩落等による二次災害を防止するため必要と認めた場合、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

県は、被災した建築物が余震等により倒壊等をすることで生ずる二次災害を防止するため、市による被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を支援するとともに、必要に応じて自らもこれを行う。

1 建築物及び宅地の被害調査

「建築班」は、建築物及び宅地の被害状況を迅速に把握するために、建築物及び宅地の被害調査を実施する。

2 被災建築物応急危険度判定

(1) 判定実施体制の確立

「建築班」の被害状況の分析をもとに、被災建築物を判定する被災建築物応急危険度判定士、機材を確保し、危険度判定体制を整える。

(2) 判定実施順位の決定

被災建築物応急危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申出があった順とするが、二次災害の危険性がある建築物を優先する。

(3) 判定の実施

被災建築物応急危険度判定調査は、次の3段階により行う。判定結果は、特に必要な注意を付して建築物の玄関付近などの見やすい場所に掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

判 定	内 容
危 険	この建築物に立入ることは危険です。
要 注 意	この建築物に入る場合は、十分注意してください。
調 査 済	この建築物の被害程度は小さいと考えられます。

3 被災宅地危険度判定

(1) 判定実施体制の確立

「建築班」の被害状況の分析をもとに、被災宅地を判定する被災宅地危険度判定士、器材を確保し、危険度判定体制を整える。

(2) 判定実施順位の決定

被災宅地危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申出があった順とするが、二次災害の危険性がある宅地を優先する。

(3) 判定の実施

被災宅地危険度判定調査は、次の3段階により判定する。特に必要な注意を付して宅地等の見やすい場所に掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

判 定	内 容
危 険	この宅地に立入ることは危険です。
要 注 意	この宅地に入る場合は、十分注意してください。
調 査 済	この宅地の被害程度は小さいと考えられます。

第2 被災住宅の応急修理

【建築班】

「風水害対策編第3章第19節第1被災住宅の応急修理」を準用する。

第3 住宅関係障害物除去

【建築班】

「風水害対策編第3章第14節第1住宅関係障害物除去」を準用する。

第4 応急住宅の供給

【建築班】

「風水害対策編第3章第19節第2応急住宅の供給」を準用する。

第5 災害復旧用資機材の調達等

【建築班】

「風水害対策編第3章第19節第5災害復旧用資機材の調達等」を準用する。

第20節 文教対策

教育施設の被災又は児童・生徒の罹災により、通常の教育を行えない場合を想定して、文教施設の応急対策及び罹災児童・生徒に対する学用品の支給等の文教対策を実施する。

第1 休業等応急措置

【教育総務班】【教育指導班】

1 発災時の対応

(1) 市（教育委員会）

震度5弱以上が発生し、大規模と判断された場合、原則児童は、保護者の引取りとなることを市の防災行政用無線を用いて広報する。

(2) 校長

ア 震度5弱以上の地震が発生した場合、状況に応じて、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 児童・生徒、職員の安否、施設の安全等を速やかに把握するとともに、教育委員会等に報告する。

ウ 状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置をとる。

エ 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立する。

オ 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。

カ 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知する。

キ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当等を行う。

ク 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建築物の内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期する。

2 在校時に発災した場合（震度5弱以上）

(1) 児童・生徒の避難

校長は、児童・生徒、施設・設備の被災状況を確認後、適切な緊急避難の指示を与える。

さらに、災害の規模、児童・生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童・生徒の帰宅方法（震度5弱以上で大規模と判断された場合）

児童の帰宅に当たっては、保護者等が迎えにくるまで児童を学校に留め置き、確実に保護者等に引渡す。

生徒の帰宅に当たっては、学校周辺及び通学路上での安全が確認されない場合は学校に引き留め、保護者に連絡後、確実に引渡す。安全が確保できたならば、下校させる。

3 登校・下校中に発災した場合

(1) 児童・生徒の避難

児童・生徒はまず建築物等から離れ安全を確保する。学校は安全な避難先として、周囲の状況を見極めた上で学校又は自宅に近い方に避難するよう誘導する。児童・生徒は学校又は自宅への避難が困難な場合、公園、交番、110番の家、空地、駐車場等へ避難する。学校は、地区巡視を行う。

(2) 児童・生徒の帰宅方法

児童・生徒が学校に避難した場合、学校は保護者へ連絡し、保護者に確実に引渡す。自

宅に避難したならば、保護者等はできるだけ早く学校へ連絡を行う。

4 在校時以外に発災した場合

- (1) 休日、休業中等に災害が発生した場合は、校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努める。
なお、交通機関等が不通の場合には、学校近くの教職員に連絡を取り、極力状況の把握に努める。
- (2) 地震が発生した場合の適切な措置については、各校長が具体的な応急計画を立てて行う。
- (3) 被害状況により休業措置を決定した場合には、学級連絡網等によって児童・生徒へ連絡する。
なお、通信途絶等の場合には市の防災行政用無線や広報車で周知する。

第2 応急教育の準備・実施 【教育総務班】【教育指導班】

「風水害対策編第3章第20節第2 応急教育の準備・実施」を準用する。

第3 教材・学用品等の調達及び配給 【教育総務班】【教育指導班】

「風水害対策編第3章第20節第3 教材・学用品等の調達及び配給」を準用する。

第4 給食等の措置 【教育総務班】【教育指導班】

「風水害対策編第3章第20節第4 給食等の措置」を準用する。

第5 学校の衛生管理 【保健衛生班】【教育総務班】【教育指導班】

「風水害対策編第3章第20節第5 学校の衛生管理」を準用する。

第6 学校施設の緊急使用 【教育総務班】【教育指導班】

「風水害対策編第3章第20節第6 学校施設の緊急使用」を準用する。

第7 文化財の応急措置 【社会教育班】

「風水害対策編第3章第20節第7 文化財の応急措置」を準用する。

第21節 要配慮者への支援

身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や乳幼児、傷病者、障がい者及び言葉や文化が異なり、迅速かつ的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者に対しては、発災直後の避難誘導からその後の応急対策、復旧に至るまで、実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

第1 社会福祉施設等入所者の安全確保 【福祉班】【高齢介護班】【社会福祉法人】

「風水害対策編第3章第21節第1社会福祉施設等入所者の安全確保」を準用する。

第2 避難行動要支援者等の避難支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

「風水害対策編第3章第21節第2避難行動要支援者等の避難支援」を準用する。

第3 避難生活における要配慮者支援 【安心安全班】【福祉班】【高齢介護班】

「風水害対策編第3章第21節第3避難生活における要配慮者支援」を準用する。

第4 乳幼児への対応 【子育て支援班】【こども保育班】

「風水害対策編第3章第21節第4乳幼児への対応」を準用する。

第5 外国人の安全確保 【地域振興班】

「風水害対策編第3章第21節第5外国人の安全確保」を準用する。

第4章 震災復旧及び復興計画

市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、中小企業等への融資、義援金の配布などについて適切な対策を行うとともに、災害からの教訓を踏まえ、国・県と連携してより災害に強いまちづくりに繋げる復旧及び復興計画を策定する。

第1節 迅速な災害復旧

応急復旧の進捗状況に応じて災害対策本部から復旧復興本部への組織改正を検討し、必要な事業を迅速に推進する。

第1 プロジェクト体制による推進 【企画政策班】

「風水害対策編第4章第1節第1プロジェクト体制による推進」を準用する。

第2 災害復旧事業計画の作成 【企画政策班】

「風水害対策編第4章第1節第2災害復旧事業計画の作成」を準用する。

第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 【財政班】

「風水害対策編第4章第1節第3災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成」を準用する。

第4 激甚災害の指定

「風水害対策編第4章第1節第4激甚災害の指定」を準用する。

第5 災害復旧事業の実施

「風水害対策編第4章第1節第5災害復旧事業の実施」を準用する。

第2節 計画的な災害復興

第1 復興計画の作成

【企画政策班】【資材班】【建築班】

「風水害対策編第4章第2節第1復興計画の作成」を準用する。

第2 震災復興事業の実施

【企画政策班】【資材班】【建築班】

「風水害対策編第4章第2節第2災害復興事業の実施」を準用する。

第3節 生活再建等の支援

多くの市民が負傷、又は住家や家財等の喪失を被る可能性があり、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、異常な混乱状態に陥ることが予想される。このため、被災した市民の生活再建を援護し、市民の自力復興を促進して、市民生活の早期安定を図る。なお、市のみならず他自治体との協力体制を確立する。

第1 災害相談窓口の設置 【地域振興班】

「風水害対策編第4章第3節第1 災害相談窓口の設置」を準用する。

第2 被災者台帳の作成、罹災・被災証明書の発行 【税務班】【福祉班】

「風水害対策編第4章第3節第2 被災者台帳の作成、罹災・被災証明書の発行」を準用する。

第3 被災者の生活確保 【税務班】【福祉班】【商工班】【高齢介護班】 【援護班】【子育て支援班】

「風水害対策編第4章第3節第3 被災者の生活確保」を準用する。

第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資

「風水害対策編第4章第3節第4 住宅資金及び生活福祉資金の融資」を準用する。

第5 被災者生活再建支援制度

「風水害対策編第4章第3節第5 被災者生活再建支援制度」を準用する。

第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

「風水害対策編第4章第3節第6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度」を準用する。

第7 義援金・義援物資等の受入、保管 【福祉班】

「風水害対策編第4章第3節第7 義援金・義援物資等の受入、保管」を準用する。

第8 被災中小企業等への融資

「風水害対策編第4章第3節第8 被災中小企業等への融資」を準用する。

第9 被災農林漁業関係者への融資等

「風水害対策編第4章第3節第9 被災農林漁業関係者への融資等」を準用する。

第10 郵便物の特別扱い 【事業者】

「風水害対策編第4章第3節第10 郵便物の特別扱い」を準用する。

第11 尋ね人の相談に関する計画

【地域振興班】【市民班】

「風水害対策編第4章第3節第11 尋ね人の相談」を準用する。

第12 被災者の精神的ケアに関する計画

【保健衛生班】

「風水害対策編第4章第3節第12 被災者の精神的ケア」を準用する。

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1節 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年12月施行)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本市を含む埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生し得る最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表するとされているが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、本市においても、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

<参考:「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

本市を含む埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。これまで本市地域防災計画において、同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行われなくなることとなった。このため、今後は警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

■資料-104 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

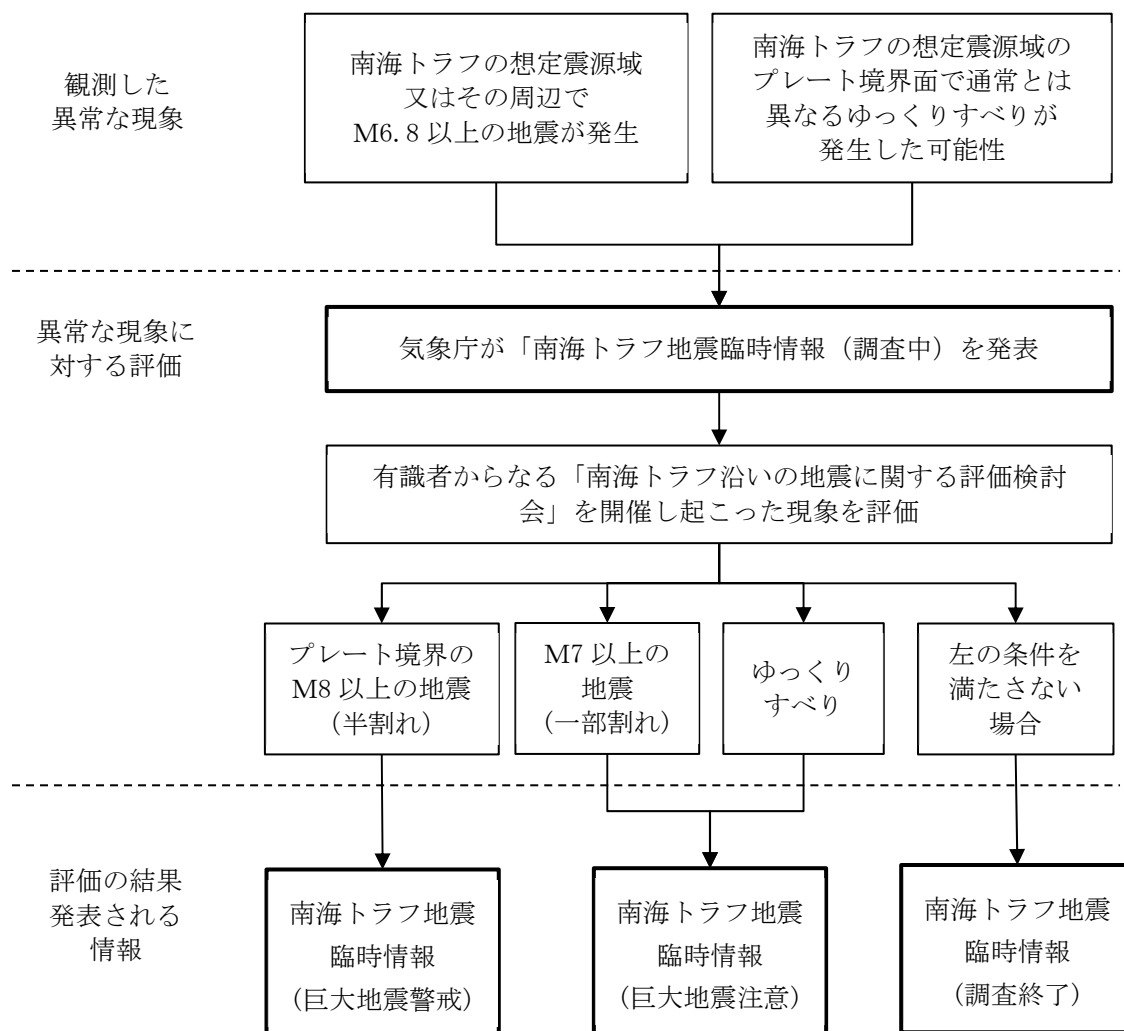
南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。

第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 【安心安全課】

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から南海トラフ地震臨時情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。



【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

2 市民、企業等への呼びかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから 変化していた期間とおおむね 同程度の期間

3 住民の防災対応

(1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

<防災対応の例>

- ・家具の固定状況の確認
- ・非常用持出袋の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認 等

(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

<防災対応の例>

- ・高いところにものを置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない 等

4 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続する。

<防災対応の例>

- ・安否確認手段の確認
- ・什器の固定・落下防止対策の確認
- ・食料や燃料等の備蓄の確認
- ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

【各班】

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、市及び防災関係期間は、「第3編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第6章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

第1節 計画の趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。

埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第2節 実施計画

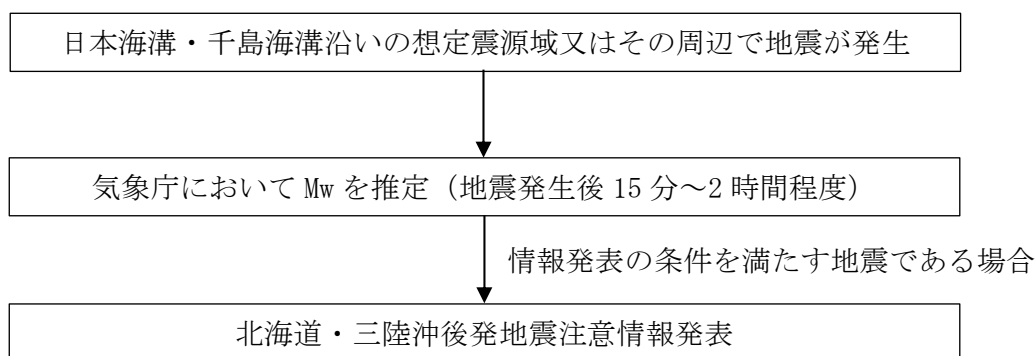
北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。

第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応 【安心安全課】

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の関係機関への伝達

県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで M_w （モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。



【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】

2 市民、企業等への呼びかけ

市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

3 住民の防災対応

(1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

<防災対応の例>

- ・家具の固定状況の確認
- ・非常用持出袋の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認 等

(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

<防災対応の例>

- ・高いところにものを置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない 等

4 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続する。

＜防災対応の例＞

- ・安否確認手段の確認
- ・什器の固定・落下防止対策の確認
- ・食料や燃料等の備蓄の確認
- ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

【各班】

異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、市及び防災関係期間は、「第3編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第7章 火山噴火降灰対策計画

第1節 火山噴火降灰対策の概況

市内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、中央防災会議では相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、県内では、南部で最大約2～10cmの降灰が予想されており、本市内でも、風向き等によっては降灰の可能性はある。

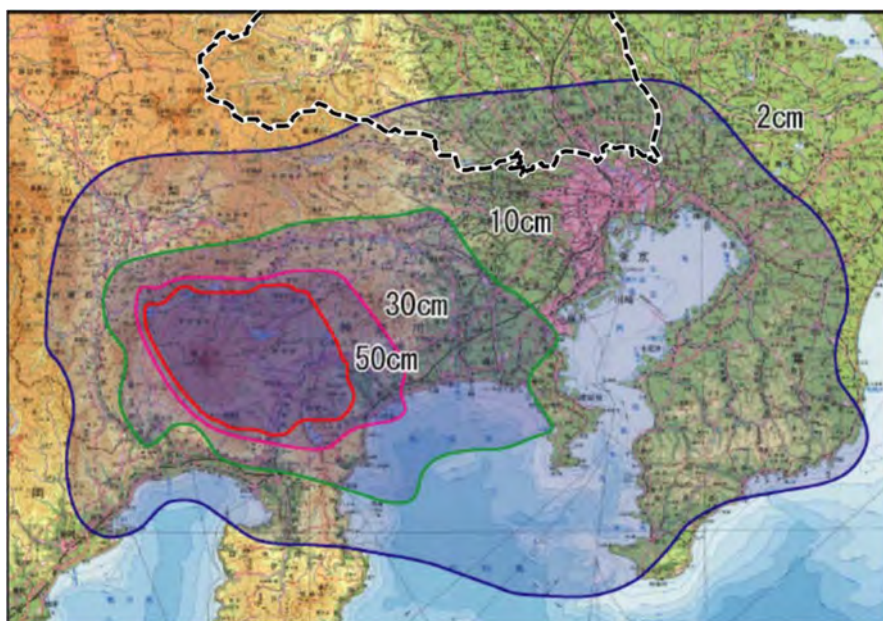
また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、県北西部にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1 被害想定

1 富士山が噴火した場合

本市内は、被害想定降灰範囲には含まれていないが、風向き等によっては降灰の可能性も考えられる。



出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」

2 その他近隣の火山

浅間山、草津白根山などが噴火した場合にも、状況によっては降灰の可能性が考えられる。

《参考》

◆降灰

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにつれ徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

◆火山灰の特徴

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物(2~0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある)
- マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス(SO₂)、硫化水素(H₂S)、フッ化水素(HF)等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム(石膏)となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
 - 苦鉄質(シリカに乏しい) マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
 - 珪長質(シリカに富む) マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会

第2節 予防・事前対策

富士山及び浅間山の噴火が市民生活等に与える影響を最小限にするため、市では、火山噴火に関する知識の普及を図るとともに、予防・事前対策について計画する。

第1 火山噴火に関する知識の普及 【安心安全課】

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及・啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

1 気象庁が発表する火山に関する情報

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

【噴火警戒レベル運用状況（近隣の火山）】

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

【噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル】

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル（キーワード）
噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5（避難）
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル4（高齢者等避難）

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れ たところまでの火 口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山である ことに留意)

【噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合】

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報 (居住地) 又は 噴火警報	居住地及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地 嚴重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。	入山危険
	火口から少し離れ たところまでの火 口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山であるこ とに留意

(3) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとっていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合^(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(4) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を

行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを上げる可能性は低い、又は、噴火警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(5) 噴火予報

噴火予報は、気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(6) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山^(注1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(注1) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山^(注2)に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

(注2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

【降灰量階級と降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

(7) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(8) 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

2 市及び県が行う火山噴火に関する知識の普及

市は、県と協力し、次の事項について市民への普及・啓発に努める。

- (1) 火山現象や前兆現象に関する知識
- (2) 火山情報の種類と発表基準
- (3) 降灰予想や備蓄品目、噴火時にとるべき行動等
(マスク、ゴーグル、水、食糧、衣料品、携帯ラジオなど非常持出品)

第2 降灰による災害の予防・事前対策の検討

【安心安全課】

降灰によって生じることが想定される健康被害、空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農作物等への被害、上下水道施設等への影響、降灰処理について、予防・事前対策を検討する。

第3 水、食糧、生活必需品の備蓄

【農政課】【安心安全課】

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における食糧、飲料水、食糧、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品（1週間分以上（最低3日間）を目標）の備蓄を推進する。

第3節 応急対策

市内で富士山等の噴火により降灰が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市が実施すべき必要な措置について定める。

第1 応急活動体制の確立

【全職員共通】

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

市の配備体制については、「風水害対策編第3章第1節第1活動体制及び配備準基」を準用する。

第2 情報の収集・伝達

【企画政策班】【各班】

1 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは市内に降灰があったときは、市及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

発信手段は、「風水害対策編第3章第5節第1情報の連絡体制」を準用する。埼玉県災害オペレーション支援システムで取得する情報は次のとおりとする。

- (1) 噴火警報・予報
- (2) 火山の状況に関する解説情報
- (3) 噴火に関する火山観測報
- (4) 噴火速報
- (5) 降灰予想

2 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、埼玉県災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・警報センターに降灰の情報を伝達する。降灰調査項目は次のとおりとする。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ
- (8) 構成粒子の大きさ

3 降灰に伴うとるべき行動の周知

降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、防災行政用無線、エリアメール、SNS、データ放送など）も活用する。

【とるべき行動の例】

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー(※)を使用し視界を確保する。また、すべりやすくなるため、スリップに注意する。
※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払い落とし、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

第3 避難所の開設・運営 **【避難所運営職員】**

降灰により自宅での生活に支障を来す市民を收容するため、「風水害対策編第3章第12節 避難支援」を準用し、避難所を開設・運営する。
ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。
また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

第4 医療救護 **【保健衛生班】【消防署】**

「風水害対策編第3章第11節 救急救助・医療救護」を準用する。
現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策
【財政班】【土木班】【上下水道班】【ライフライン事業者】

「風水害対策編第3章第15節 緊急輸送」を準用する。
降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。なお、他県においては以下の事例が報告されている。

電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰の荷重により、電線が切れる。 ・雨を含んだ火山灰が付着した碍子(がいし)の絶縁不良によってショートする。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 ・火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

※碍子(がいし)：電線とその支持物との間を絶縁するために用いる器具。一般には電柱・鉄塔などに装着される電力用又は電信用のものを指す。

第6 農業者への支援 **【農政班】**

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するよう市は県と協力し、支援す

る。

また、火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

第7 降灰の処理

【環境班】

1 火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。なお、道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな降灰の除去を行う。

2 降灰の収集

市は、家庭から排出された灰の回収を一般廃棄物と別にして実施するとともに、回収した灰の一時的な仮置場を設置する。なお、市は火山灰の処分場所を事前に選定する。

また、市は各家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

各事業者から排出された灰については、一時的な仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

第8 広域一時滞在

【安心安全班】

市は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受入れる。受入に当たっては、「広域応援編第2節第3 広域避難の支援」を準用する。

第9 物価の安定、物資の安定供給

【商工班】

市及び県は、食糧をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第8章 最悪事態（シビアコンディション）への対応計画

第1節 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率をもとに、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。

しかし、実際に大規模地震が発生したときは、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2節 シビアコンディションへの対応

震災対策編の第1章から第6章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備をはじめ、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にもなり得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、そのうえで生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、そのうえで、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる埼玉県が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行い、市はそれに協力していくことになる。市域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主なシビアコンディションと、その対策の方向性を検討する。

1 命を守るのは「自分」が基本

項目	内容
リスク状況の認識	<p>市、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。</p> <p>しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったといわれている。震度6弱の揺れで、家具は部屋のなかを飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。</p> <p>発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。</p> <p>また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。</p> <p>県が実施した「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（本市の死者・負傷者はなし）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。</p> <p>緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。 ▶ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。 ▶ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。 ▶ 地震に備えた防災総点検を行う。

2 支援者の犠牲はあってはならない

項目	内容
リスク状況の認識	<p>総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。</p> <p>阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。</p> <p>犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。</p> <p>内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。</p> <p>また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員・児童委員等の地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。</p> <p>しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底したうえで、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発災後、救出救助・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。 ▶ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃がす事態を回避する。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 救出救助・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。 ▶ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。 ▶ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。 ▶ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速かつ的確に行う。

3 火災から命を守る

項目	内容
リスク状況の認識	<p>関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。</p> <p>延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百箇所「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたといわれている。</p> <p>一方、首都直下地震（都心南部直下地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。</p> <p>シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生するなか、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散するなか、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。</p> <p>また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。</p> <p>【参考：東京都被害想定】 区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。</p> <p>【参考：国被害想定】 地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。 ➢ 消防機関の現場到達を早める。 ➢ 火災から逃げ遅れる人をなくす
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。 ➢ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。 ➢ 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、報道機関、防災行政用無線等あらゆる手段を活用する。 ➢ 通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

項目	内容
リスク状況の認識	<p>東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。</p> <p>発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。</p> <p>これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければならない。</p> <p>大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用をはじめとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。</p> <p>公的機関や災害拠点病院等の防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間にわたり燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、市災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各指定避難所における避難生活等に大きな影響が出る。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたって停電時においても、活動を継続させなければならない。 ▶ 電力、ガス、水道等のライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。 ▶ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保する。例えば災害対策本部が設置される市役所等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。 ▶ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。 ▶ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、協定の締結を検討する。 ▶ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。 ▶ 市外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。 ▶ 長期避難を想定し、指定避難所の環境を向上させるとともに、市民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5 その時、道路は通れない

項目	内容
リスク状況の認識	<p>高速道路や国道、主要な県道等、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋りょうは、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地等の軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。</p> <p>走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難といわれる。高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。</p> <p>一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。</p> <p>鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生するおそれもある。</p> <p>これらはすべて、最悪の可能性をあげたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。 ▶ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応が必要となる（平成26年の災害対策基本法の改正により）。 ▶ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵は付けたまま等））について、普及啓発を進める。 ▶ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 デマやチェーンメールは新たな災害

項目	内容
リスク状況の認識	<p>東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。</p> <p>そのなかで、SNS等、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。</p> <p>これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。</p> <p>東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。</p> <p>デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時にはかえって危険かもしれない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。 ▶ 政府、行政による正確な情報発信が不足する。 ▶ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 正しい情報の発信者・取得方法等の防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。 ▶ 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

7 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

項目	内容
リスク状況の認識	<p>阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群をはじめ、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。</p> <p>一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかといえば慢性疾患への対応が課題となった。</p> <p>首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。</p> <p>国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。</p> <p>医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。</p> <p>また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。</p> <p>さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。 ▶ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 ▶ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。 ▶ 一定の安全を確保したうえでの住民、自主防災組織、地域の民間事業者等による救命救助活動が行える仕組みの検討及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

8 都心からの一斉帰宅は危険

項目	内容
リスク状況の認識	<p>県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。</p> <p>まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。</p> <p>次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間あたり最大12万人という大混雑が予測される。</p> <p>その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。</p> <p>発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。 ▶ 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる ▶ 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。 ▶ あわてて帰宅を開始しないで済むよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。 ▶ 市内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。 ▶ 徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路の沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。 ▶ 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

9 危険・不便な首都圏からの避難

項目	内容
リスク状況の認識	<p>国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。</p> <p>1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。</p> <p>道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がある。</p> <p>特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、埼玉県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。 ▶ 緊急避難的な広域受入は速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入は計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。 ▶ 市外からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都内からの避難者の輸送や受入について、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。 ▶ 計画的な受入について、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。 ▶ 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。 ▶ 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

10 助かった命は守り通す

項目	内容
リスク状況の認識	<p>大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがある。</p> <p>東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。</p> <p>首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保 ▶ 福祉避難所等の比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立 ▶ 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。 ▶ 指定避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 ▶ 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。 ▶ 被災者の見守り活動や孤立防止、メンタルケアの長期的提供を行う。

11 食糧が届かない

項目	内容
リスク状況の認識	<p>東日本大震災では、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食糧は62万食だけだった。また国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食糧は約290万食、水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。</p> <p>道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。</p> <p>また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。</p> <p>シビアコンディションの極めつけは、首都直下地震と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食糧のほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 救援物資の不足 ➤ 物資調達の困難
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災情報及び指定避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。 ➤ 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。 ➤ 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。